

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年10月28日

【事業年度】 第15期(自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)

【会社名】 株式会社ビットアイル

【英訳名】 Bit-isle Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺 田 航 平

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目2番28号

【電話番号】 03-5805-8151(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 深 井 英 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川二丁目2番28号

【電話番号】 03-5805-8151(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 深 井 英 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月
売上高 (百万円)	9,731	11,949	14,747	16,663	17,601
経常利益 (百万円)	1,070	1,732	2,472	2,745	2,431
当期純利益 (百万円)	628	903	1,336	1,703	1,383
包括利益 (百万円)		904	1,516	2,010	1,185
純資産額 (百万円)	6,323	7,163	8,291	12,129	12,599
総資産額 (百万円)	26,828	27,761	28,124	34,528	37,735
1株当たり純資産額 (円)	38,016.49	212.93	244.90	333.20	346.42
1株当たり 当期純利益金額 (円)	3,824.24	27.52	40.49	51.13	39.15
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	3,778.32	26.96	39.48	49.70	38.39
自己資本比率 (%)	23.2	25.3	28.7	34.2	32.2
自己資本利益率 (%)	10.5	13.6	17.7	17.1	11.5
株価収益率 (倍)	21.7	26.6	16.0	17.2	15.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,988	3,830	5,418	4,873	3,964
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	504	3,499	2,065	4,697	4,402
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,366	1,240	3,772	2,998	1,132
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	4,364	3,456	3,045	6,220	6,913
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	187 ()	308 ()	353 (2)	403 (3)	440 (4)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成24年2月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月
売上高 (百万円)	9,569	11,047	13,579	15,152	15,492
経常利益 (百万円)	1,023	1,651	2,462	2,588	2,276
当期純利益 (百万円)	544	872	1,346	1,594	1,351
資本金 (百万円)	2,723	2,732	2,762	3,462	3,500
発行済株式総数 (株)	168,460	168,655	33,854,400	35,483,200	35,654,000
純資産額 (百万円)	6,423	7,230	8,362	12,084	12,484
総資産額 (百万円)	26,901	27,656	28,066	34,325	37,305
1株当たり純資産額 (円)	38,628.32	215.02	247.31	332.38	344.67
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	1,000 ()	1,400 ()	9 (4)	15 (5)	13 (6)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	3,311.64	26.57	40.78	47.87	38.24
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	3,271.87	26.03	39.77	46.52	37.50
自己資本比率 (%)	23.5	25.7	29.1	34.4	32.4
自己資本利益率 (%)	8.8	13.0	17.7	16.0	11.3
株価収益率 (倍)	25.0	27.6	15.9	18.4	16.3
配当性向 (%)	30.2	26.3	22.1	31.3	34.0
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	106 (17)	115 ()	130 (1)	146 (2)	141 (3)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成24年2月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 平成24年2月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第13期1株当たり中間配当額は、当該株式分割を考慮した金額であります。

4. 第14期1株当たり配当額15円には、上場記念配当4円を含んでおります。

2 【沿革】

1990年代後半からのインターネット関連ビジネスの爆発的な成長により、企業にとってITを活用した事業は必要不可欠となっており、この環境下において企業のIT事業を支えるインフラを中心としたアウトソーシングサービスに対する期待が高まる中、米国を中心としてITアウトソーシング市場は急速な伸びを示して参りました。

同時期の日本におけるITアウトソーシング市場におきましては、大手SI(*1)事業者を中心としたホストコンピュータ(*2)によるシステムの運用により、システムのアウトソーシング化の流れから遅れを取って参りましたが、2000年前後からのシステムのオープン化の波によって、ITアウトソーシング市場、その中でもインフラであるインターネットデータセンター(*3)事業に対する需要が急激に高まって参りました。しかし、一方では、東京へのインターネットインフラの一極集中化により設備投資及びランニングコストが増大化しており、インターネットデータセンター事業の運営は、資本力のある通信事業者及び大手SI事業者が副業として立ち上げるのみでありました。

ユーザーの細やかな要求にこたえることができ、かつ、質の高いサービスを提供できるインターネットデータセンター事業者が決定的に不足している環境の中、当社グループは、ユーザーの初期投資負担を削減し、インフラからアプリケーションの運用までのサービスをユーザーのニーズに適した価格で提供できるITアウトソーシング事業を事業化することで日本のITアウトソーシング業界に風穴を開けることが可能であると考えました。そしてまた、この事業化は日本の産業活性化のために是非とも必要であり社会全体に貢献できる分野であると判断し、平成12年東京都品川区東品川においてインターネットデータセンター事業を皮切りとして「総合的ITアウトソーシングサービス」を提供することを目標とする「株式会社ビットアイル」を設立いたしました。

年月	事項
平成12年 6月	東京都品川区東品川にITアウトソーシング請負業務を事業目的とする株式会社ビットアイルを設立。
平成13年 3月	第1データセンターにてコロケーションサービスとネットワークサービス開始。
6月	24時間365日の体制整備完了に伴う運用サービス開始。
平成14年 2月	インターネットにおけるウィルス対策等のセキュリティサービス開始。
10月	ストレージサービス開始。
平成15年 2月	システムインテグレーションサービス開始。
5月	NTCグループ4社(有限会社堤コンサルティンググループ(現 株式会社NTCホールディングス)、株式会社エヌティーシー、株式会社ファインダー、スカイメディア株式会社(現 株式会社インクルーズ))を買収し、モバイルメディア事業を開始。
平成16年 1月	株式会社エヌティーシー、株式会社ファインダーを吸収合併し、株式会社ビットアイル内にモバイル事業部を発足。
	東京都港区港南二丁目16番4号に本店を移転。
2月	サーバ(*4)機器を主体としたレンタルサービス開始。
11月	データセンターにてISMS(*5)の認証を取得。
平成17年 2月	株式会社ビットアイルのモバイル事業部を分割し、株式会社NTCホールディングスの100%子会社であるスカイメディア株式会社(現 株式会社インクルーズ)に吸収。
	株式会社NTCホールディングスの株式を株式会社コネクテックノロジーズに売却し、株式会社ビットアイルからモバイルメディアサービスに関する部門を切り離す。
4月	株式会社ブロードバンドタワーとの提携による大型バーチャルiDCフロアの協同構築。
8月	ASP(*6)サービス開始。
平成18年 2月	株式会社ビットサーフ(現 連結子会社)設立。
7月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス(現 東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))」に新規上場。
8月	第2データセンターオープン。
9月	株式会社クララオンラインと資本・業務提携を締結し、同社が実施した第三者割当増資を引受ける。
11月	第3データセンターオープン。
平成19年 1月	FOR-S株式会社の第三者割当増資を引受け、子会社化する。
6月	株式会社CSKホールディングスと資本・業務提携を締結。
9月	株式会社テラス(現 株式会社セタ・インターナショナル、連結子会社)の第三者割当増資を引受ける。
平成20年 8月	東京都港区東新橋一丁目9番2号に本店を移転。
平成21年 2月	第4データセンターオープン。
6月	株式会社電通国際情報サービスと資本・業務提携を締結。
平成22年10月	ソーシャルドキュメント共有サービスを展開する株式会社ライブラネオを株式会社ネオジャパンと合併で設立。
11月	ISMS(*5)の適用範囲を全社に拡大し認証を取得。
12月	サイトロック株式会社(現 連結子会社)の株式取得。
平成23年 6月	大阪データセンターオープン。
	セタ・インターナショナル株式会社設立。
8月	ビットアイル総合研究所を発足。
10月	東京都品川区東品川二丁目5番5号に本店を移転。
平成24年11月	第3データセンターB棟オープン。
平成25年 1月	AXLBIT株式会社(現 連結子会社)の株式取得。
2月	エネルギー事業を広島県竹原市にて開始。
7月	東京証券取引所市場第一部に上場。
11月	株式会社テラ・パワー(現 連結子会社)の株式取得。
平成26年 5月	株式会社テラスとセタ・インターナショナル株式会社が合併し、株式会社セタ・インターナショナルへ社名変更。
	日本クリーンエナジー株式会社(現 連結子会社)設立。
10月	東京都品川区東品川二丁目2番28号に本店を移転。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社6社及び関連会社1社で構成されております。当社グループの報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、従来どおり販売サービス別に示しております。

当社は、当社グループの主要サービスであるiDCサービス及びその関連サービスであるマネージドサービスをコア事業と位置付け、iDCサービスを当社が提供し、マネージドサービスを当社及び子会社であるサイトロック株式会社において提供しております。

また、子会社である株式会社ビットサーフが当社グループの顧客を中心にエンジニアリングサービスを提供いたします。さらに、子会社である株式会社セタ・インターナショナル株式会社及びAXLBIT株式会社その他事業提携先企業により当社グループのサービス基盤を利用してサービスを開発・提供しております。

当社グループの提供するサービスは現在iDCサービス、マネージドサービス、ソリューションサービスに分類されており、子会社及び事業提携先企業を中心に提供するサービスをソリューションサービスと位置付け、それらのサービスラインナップを充実させることにより幅広い顧客のITアウトソーシングニーズをワンストップで提供する体制を整えております。

当社グループの企業集団の状況を事業系統図で示すと以下のとおりであります。

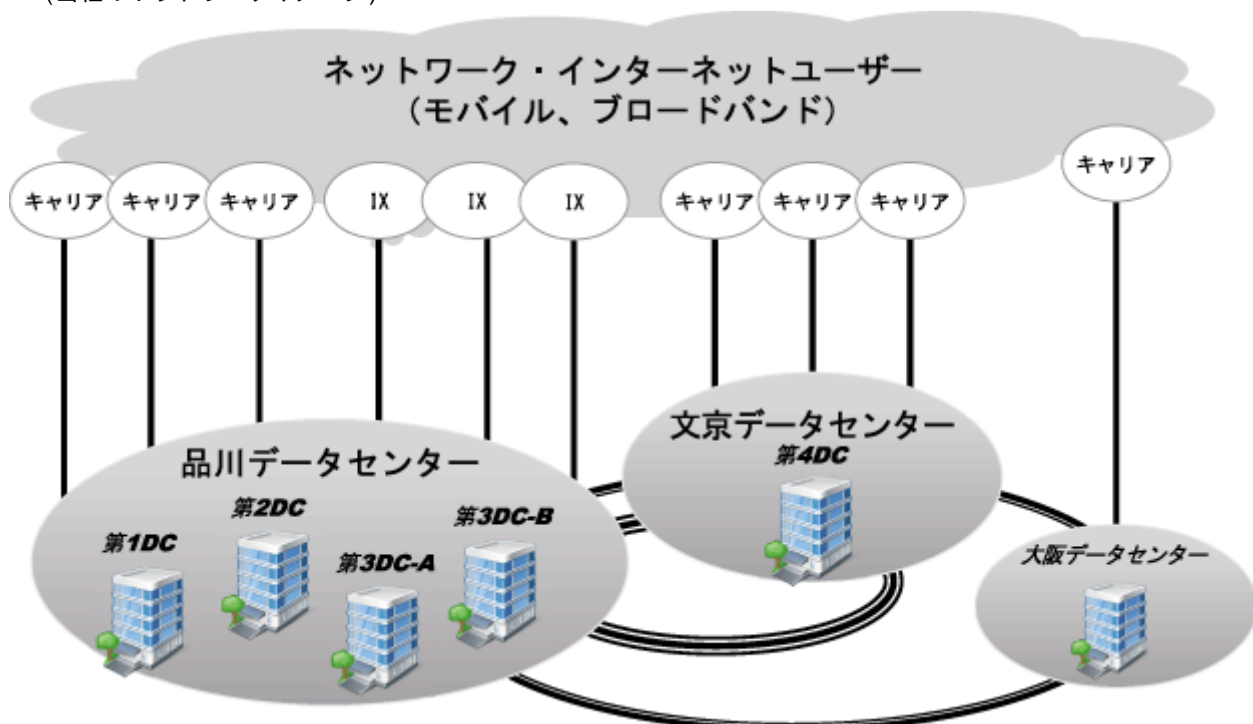
・iDCサービス

当社が運営するデータセンターのインフラストラクチャーを顧客企業に安全かつ安定的に提供するサービスであり、「コロケーションサービス(*7)」、「ネットワークサービス」を中心に提供しております。

コロケーションサービス..... サーバやネットワーク機器を最適なセキュリティ・電源設備・空調設備環境の中で預るサービスです。

ネットワークサービス..... 複数のキャリア(*8)やIX(*9)への接続を通じてインターネット接続を提供するサービスです。

(当社のネットワークイメージ)



・マネージドサービス

当社のiDCサービスを利用していただいている顧客企業を中心に、ハード面を含めたサーバ環境の構築からその管理及び運用に至るまでをサポートするサービスであり、「クラウドサービス」、「運用サービス」、「セキュリティサービス」、「ストレージサービス」、「レンタルサービス」を中心に提供しております。

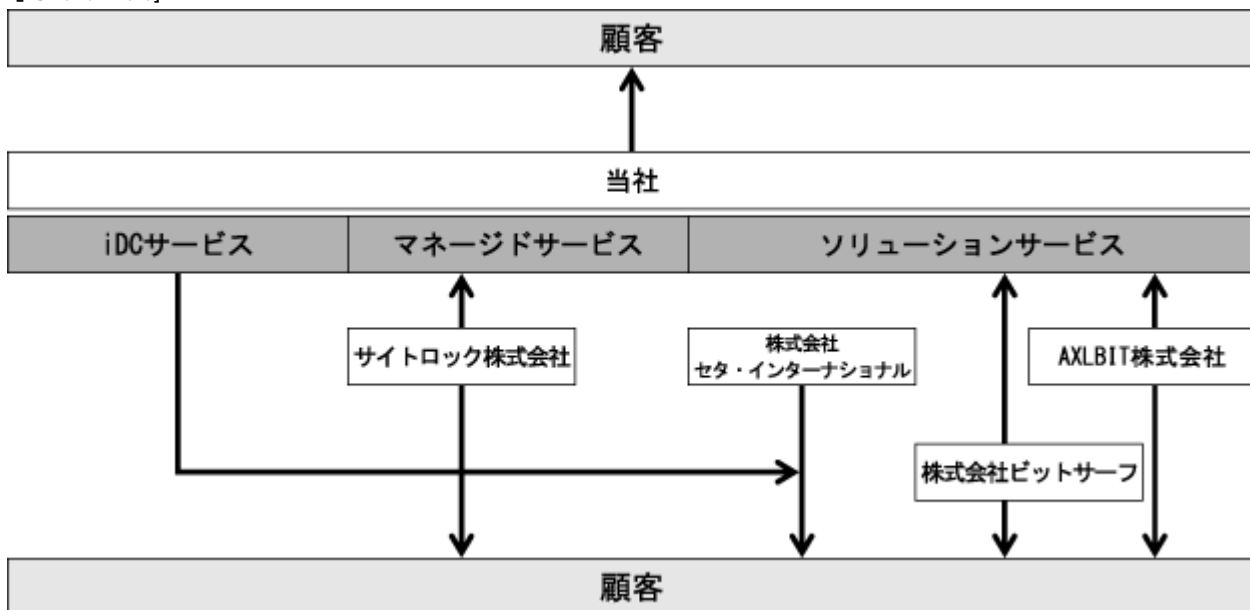
クラウドサービス.....	サーバ等のハードウェアを顧客企業が自社で所有するのではなく、必要な時に必要な分だけ利用できるサービスです。
運用サービス.....	サーバや通信機器の障害対応や定期的な運用・操作を顧客に代替して行うサービスです。
セキュリティサービス.....	顧客企業のシステムやネットワークにセキュリティソリューションを提供するサービスです。
ストレージサービス.....	当社の所有するサーバのストレージ(*10)領域を顧客企業に提供するサービスです。
レンタルサービス.....	サーバや通信機器を顧客企業にレンタルの方法で提供するサービスです。

・ソリューションサービス

当社グループの提供するiDCサービス、マネージドサービス以外のサービスであり、「システムインテグレーションサービス」、「エンジニアリングサービス」、「ASPサービス」を中心に提供しております。

システムインテグレーションサービス.....	顧客企業のニーズに合ったシステムやネットワークをコンサルティング・提供・構築するサービスです。
エンジニアリングサービス.....	データセンターで実務経験を積んだ人材及び当社グループのシステム運用ノウハウに基づいて、顧客企業の業務を一括して請け負うアウトソーシング、顧客企業の社内スキル、ノウハウの継承、ナレッジの蓄積を図るインソーシング、必要な人材を必要な期間提供する人材派遣及び人材紹介などの各種サービスです。
ASPサービス.....	顧客企業と提携しASPサービスの開発・運用に必要なインフラストラクチャーを提供、もしくは、アプリケーションを共同開発するサービスです。

[事業系統図]



1. 「総合ITアウトソーシング事業」として「iDCサービス」「マネージドサービス」「ソリューションサービス」を提供しております。
2. 平成25年2月より「総合ITアウトソーシング事業」に加えて、「その他」として当社、子会社株式会社テラ・パワー及び日本クリーンエナジー株式会社にてエネルギー事業を運営しております。

〔用語解説1〕

* 1 SI(SI事業者)(System Integrator / システムインテグレーター)

企業へのコンピュータシステム導入をサポートする事業者のこと。ハードウェアやソフトウェアの選定・手配、ネットワーク敷設、ソフトウェアのカスタマイズ、プログラム開発など、コンピュータ導入に関する全般的な作業を行うこと。また、これらを行っている企業。

* 2 ホストコンピュータ

ネットワークの中心となる大型のコンピュータで、その高い処理能力で各種サービス(たとえば電子メールの送信、受信など)に必要な処理のほとんどを行う。単にホストと略して呼ばれることが多く、むしろそのほうが一般的。ホストコンピュータに接続して利用する端末はターミナルと呼ばれ、処理の結果をただ表示するだけという場合がほとんど。サービスを提供するネットワークの中心となるコンピュータという意味では、サーバも同じだが、サーバはそれぞれネットワークに接続していない状態でも使用できるコンピュータを接続するという違いがある。

* 3 インターネットデータセンター(iDC: internet Data Center)

顧客のサーバを預り、インターネットへの接続(コネクティビティ)と、サーバの運用、監視環境(ファシリティ)を提供するサービス、またはその施設。「iDC」と略され、サービスを提供する事業者を「iDC事業者」という。

* 4 サーバ

コンピュータネットワークにおいて、クライアントコンピュータに対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。インターネットにおけるWWWサーバなどが該当する。また、クライアントソフトウェアに対し、自身の持っている機能やデータを提供するソフトウェアのこと。

* 5 ISMS(ISMS: Information Security Management System/情報セキュリティマネジメントシステム)

企業などの組織が情報を適切に管理し、機密を守るための包括的な枠組み。コンピュータシステムのセキュリティ対策だけでなく、情報を扱う際の基本的な方針(セキュリティポリシー)や、それに基づいた具体的な計画、計画の実施・運用、一定期間ごとの方針・計画の見直しまで含めた、トータルなリスクマネジメント体系のことを指す。1999年にイギリス規格協会(BSI)がISMSの標準規格として「BS7799」を策定し、その後国際標準化機構(ISO)によって国際標準化され、2005年及び2013年の規格改訂を経て、現在は「ISO/IEC27001:2013」として標準化されている。

これを受けて、日本では一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によって企業のISMSがISO/IEC27001に準拠していることを認証する「ISMS適合性評価制度」を運用している。

* 6 ASP(Application Service Provider/アプリケーションサービスプロバイダ)

ビジネス用のアプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客にレンタルする事業者のこと。

利用者がWebブラウザを使って、ASPの保有するサーバにインストールされたアプリケーションソフトを利用する。

レンタルアプリケーションを利用すると、利用者のパソコンには個々のアプリケーションソフトをインストールする必要がないので、企業の情報システム部門の大きな負担となっていたインストールや管理、アップグレードにかかる費用・手間を節減することができる。

従来はERPなどの大規模な業務システムがレンタルの対象であったが、近年ではワープロや表計算などの日常頻繁に使われるアプリケーションソフトもレンタルされるようになりつつある。

* 7 コロケーションサービス

ハウジングサービスともいわれ、利用者の通信機器や情報発信用のコンピュータ(サーバ)を、回線設備の整った施設に設置するサービス。通信事業者やインターネットサービスプロバイダが行なっているサービスで、高速な回線や耐震設備、安定した電源設備などを安価に提供することができる。業者によっては、機器の保守や監視を請け負うところもある。似たようなサービスに「レンタルサーバ」があるが、これは、事業者が自社設備内に用意したコンピュータを借りて、複数の顧客で共有するサービスである。コロケーションサービスでは、サーバなどの機器はすべて顧客が用意したものを使い、事業者は場所と回線、電源などを提供する。

* 8 キャリア

通信事業者ともいわれ、音声通話やデータ通信等の各種通信サービスを提供する企業のこと。自前の回線網などの設備を保有してサービスを提供する事業者と、そのような事業者から設備を借りて付加価値サービスを提供する事業者があるが、日常的には単に通信事業者といった場合は全社のことを指すことが多い。

* 9 IX(Internet eXchange / インターネットエクスチェンジ)

複数のインターネットサービスプロバイダ同士を高速な回線で相互に接続するインターネット上の相互接続ポイントのこと。複数のネットワーク間の接続をまとめることで、各ネットワーク同士がそれぞれ個々に接続する場合と比較し、コストやデータ転送の効率性を高めることが可能となる。国内の代表的なIXとして、JPNAPやJPIXなどがある。

* 10 ストレージ

外部記憶装置のことで、コンピュータ内でデータやプログラムを記憶する装置のこと。ハードディスクやフロッピーディスク、MO、CD-R、磁気テープなどがこれにあたる。磁気的に記録を行なうものが多いため、記憶容量が大きく、電源を供給しなくても記録が消えないという特徴があるが、動作が遅く、CPU(中央処理装置)からは内容を直接読み書きすることができない。コンピュータ内にはこれとは別に、半導体素子を利用して電氣的に記録を行なう主記憶装置(メインメモリ)が装備されており、利用者がプログラムを起動してデータの加工を行なう際には必要なものだけ主記憶装置に呼び出して使い、長期的な保存には外部記憶装置が利用される。

(出典：IT用語辞典(e-Words)、@niftyデジタル用語辞典など)

4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の 所有又は 被所有 割合(%)	関係内容
(株)ビットサーフ	東京都 品川区	40	システムインテグレーションサービス エンジニアリングサービス	所有 100.00	当社サービスの提供 同社サービスの受入 役員の兼任
(株)セタ・インターナショナル (注)3	東京都 品川区	96	動画配信ソリューション システムソリューション ホスティング・ASPサービス	所有 50.00	当社サービスの提供 同社サービスの受入 資金援助 役員の兼任
サイトロック(株)	東京都 品川区	10	サーバー監視・障害対応・運用サービス IT運用支援サービス	所有 100.00	当社サービスの提供 同社サービスの受入 役員の兼任
A X L B I T(株)	東京都 品川区	25	SaaSプラットフォームサービス	所有 100.00	当社サービスの提供 同社サービスの受入 資金援助 役員の兼任
(株)テラ・パワー (注)4	東京都 品川区	10	発電設備の販売及び管理サービス	所有 100.00	同社サービスの受入 資金援助 役員の兼任
日本クリーンエナジー(株) (注)5	東京都 品川区	10	発電及び電気の供給に関するサービス	所有 100.00	役員の兼任

- (注) 1. 当社の報告セグメントは総合ITアウトソーシング事業のみであるため、「主な事業の内容」欄には、サービス内容を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 株式会社テラスがセタ・インターナショナル株式会社を平成26年5月1日付で吸収合併し、セタ・インターナショナル株式会社が消滅会社となりました。
なお、株式会社テラスは株式会社セタ・インターナショナルに社名変更しております。
4. 平成25年11月に株式取得したことにより子会社となっております。
5. 平成26年5月に新設したことにより子会社となっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	440
合計	440

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 当社及び連結子会社の事業の報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業のみであるため、区分表示は行っておりません。
3. 当社グループの報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業のみであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 提出会社の状況

平成26年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(百万円)
141(3)	36.9	4.2	6

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業のみであるため、セグメント別の従業員数は記載をしておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、積極的な金融緩和や財政出動がもたらした円高是正や株価上昇による景況感の改善に加え、消費増税前の駆け込み需要も寄与し、企業収益、個人消費共に改善傾向にあります。しかしながら、エネルギー関連をはじめとする物価上昇等わが国経済が抱える構造的な問題が表面化しつつあり、また欧米諸国における財政問題や中国及び新興国の経済成長の鈍化等により、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

一方、国内ITアウトソーシングサービス市場に関しましては、平成24年に2兆9,684億円であった市場規模がその後5年間年平均成長率2.1%で推移し、平成29年には3兆2,925億円となることが見込まれております（矢野経済研究所）。ITアウトソーシングサービスは、利用者側にとってはコスト削減に繋がるサービスでもあるため、景気の先行きに不透明感が増す状況の中でも、ユーザーニーズの多様化に対応したサービスによってコスト削減を実現させつつ経営基盤強化に繋がるサービスを提供することができる企業を中心に、当該市場は引き続き堅調な成長を継続することが予想されております。さらに、インターネット資産に対する企業の考え方は「所有」から「利用」への傾向に変化していることも当社グループの事業領域を牽引する要因となっております。また、当社グループの中核サービスであるiDCサービスと相関性の高いデータセンター市場に関しましては、平成25年に9,926億円であった市場が、クラウドコンピューティングやSaaS等新たなサービス需要の高まり等により、平成29年には1兆2,831億円に達すると見込まれ、その後も7%程度の成長が見込まれております（IDC Japan）。

このような環境の下、当連結会計年度においては、クラウドサービスを中心としたマネージドサービスやインテグレーションサービスを中心としたソリューションサービス等が順調に推移した結果、売上高は17,601百万円（前年同期比5.6%増加）となりましたが、主に電力料金の上昇等の影響により営業利益2,705百万円（前年同期比11.8%減少）、経常利益2,431百万円（前年同期比11.5%減少）となり、当期純利益は1,383百万円（前年同期比18.8%減少）となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、従来どおり販売サービス別に示しております。サービス別の状況は次のとおりであります。

< iDCサービス >

iDCサービスにおきましては、堅調な市場環境に 대응できる拡張性のあるスペースと十分な受電能力を備えたデータセンターを基盤に、引き続き営業体制を整備・強化したものの、当連結会計年度末において稼動ラック数は4,282ラック（前年同期比5.5%減少）となり、売上高も微減となりました。

その結果、iDCサービスの当連結会計年度の売上高は10,608百万円（前年同期比1.2%減少）となりました。

< マネージドサービス >

マネージドサービスにおきましては、クラウドサービスの強化を行ったことにより販売も増加したこと等により、売上面、収益面のいずれも向上いたしました。

その結果、マネージドサービスの当連結会計年度の売上高は4,517百万円（前年同期比4.4%増加）となりました。

< ソリューションサービス >

ソリューションサービスにおきましては、100%子会社である株式会社ビットサーフにおけるグループ外向けのシステムインテグレーション、エンジニアリングサービス提供が引き続き好調であった結果、ソリューションサービスの当連結会計年度の売上高は2,229百万円（前年同期比45.1%増加）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ693百万円増加し、6,913百万円となりました。

当連結会計年度末におけるキャッシュ・フローの状況は、次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、3,964百万円（前年同期は4,873百万円の獲得）となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益2,365百万円、減価償却費3,371百万円等の要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、4,402百万円（前年同期は4,697百万円の使用）となりました。

これはデータセンター等に係る有形固定資産の取得に関する支出4,196百万円、投資有価証券の取得による支出242百万円及び有形固定資産の売却による収入106百万円等の要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、1,132百万円（前年同期は2,998百万円の獲得）となりました。

これは主に、株式の発行による収入57百万円、借入れによる収入9,900百万円、借入金の返済による支出6,654百万円、リース債務の返済1,233百万円等の要因によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っていませんので、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当社グループの報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業のみでありますので、従来どおり販売サービス別に示しております。

当連結会計年度における販売実績を販売サービス別に示すと、次のとおりであります。

販売サービスの名称	当連結会計年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
iDCサービス	10,608	98.8
マネージドサービス	4,517	104.4
ソリューションサービス	2,229	145.1
その他	246	406.1
合計	17,601	105.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)		当連結会計年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
KDDI株式会社	1,893	11.4	1,974	11.2
グリー株式会社	2,326	14.0	1,865	10.6

3 【対処すべき課題】

当社グループをとりまく環境は、強い需要を背景に今後とも比較的好ましい状況が継続することが期待されますが、一方で好環境における同業間における競争は更に激化することが予想されます。当社グループにおきましては、強い需要と細かい顧客ニーズに応じたサービスの提供を今まで以上に強化していく必要があると認識しております。

当社グループは、この環境下において顧客に対し安定的に確実なサービスを提供していくために、特に以下の三点を当社の最重要の課題として認識いたしております。

(1) 「サービス提供体制の強化」

当社グループは、顧客のITサービスを支えるアウトソーシング事業を展開しているため、顧客がストレスなく事業を展開できるように安定的かつ確実にサービスを提供する責任があります。そのため、当社グループは、当社グループの所有するインフラの保守・運用を確実に行うためだけでなく、システムの二重化や、より確実な運用ノウハウのマニュアル化等の充実を図り、今後も顧客事業の安定的運営を確実にサポート出来る体制作りに努めてまいります。

(2) 「サービス付加価値の向上及びサービス領域の拡大」

当社グループは、顧客の顕在需要のみならず潜在的なニーズにも対応すべく柔軟かつ迅速にサービスを提供できることが当社グループの付加価値であると認識しております。したがって、常に顧客の需要とニーズが何処にあるのかを意識して、現在事業化されているiDCサービス、マネージドサービス、ソリューションサービスのみならず新たなITソリューションサービスを開発し、総合ITアウトソーシング事業者としての基盤を整えていくよう努めてまいります。

(3) 「サービス向上に向けた人材の確保・育成」

当社グループのサービスの質は、究極的にはそのサービスを提供している社員一人一人の質によっております。サービスの拡大及び質の向上は、優秀な人材の確保・育成によっていることを認識し、電源やネットワークを基盤とした高度な技術を持つだけでなく、安定的かつ確実なサービスの提供を可能とする知識・経験・人間性を備えた人材の確保が必要であると認識し、人材確保と人材育成の取り組みを一層強化するよう努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。また、必ずしも特に重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努力する所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本報告書提出日現在において当社で想定される範囲で記載したものであり、潜在的リスクや不確定要因はこれらに限定されるものではありません。

(1) 当社グループの事業について

インターネット市場・ブロードバンド市場の将来性について

我が国における平成24年のインターネットの人口普及率は82.8%（対前年比3.3%増）、インターネットの利用人口はおおよそ10,044万人と推定され（総務省「通信利用動向調査」）、着実に成長を示しております。

しかしながら、同市場は、未だに急激な技術革新などによりベースとなる技術が劇的に変化する可能性や新規サービス出現の可能性が高いこと、また、ユーザーの期待とのギャップを埋めるためのSLAの徹底や新たな法的規制への準拠が求められる可能性があり、当社グループが技術革新や顧客ニーズに十分に対応できなかった場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。

ITアウトソーシング市場について

平成26年の国内ITアウトソーシング市場の規模は、3兆1,493億円（矢野経済研究所）と予想されており、各企業の競争力強化や我が国全体の景気動向が不透明感を増す中においても、コスト削減意識も後押しし意識が所有から利用に変わってきていること等、企業のIT投資のアウトソーシング化の方向性に変化はなく、着実に成長しております。国内ITアウトソーシング市場の中でも、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)サービス、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)・SaaS(ソフトウェア・アズ・ア・サービス)サービス、システムインテグレーションサービス及び運用管理サービスが特に大きな成長を示しております。

また、同市場は年平均約2.1%で成長を続け、平成29年には3兆2,925億円に達するものと予想されております（矢野経済研究所）。

しかしながら、同市場は、未だに急激な技術革新などによりベースとなる技術が劇的に変化する可能性や新規サービス出現の可能性が高いこと、また、ユーザーの期待とのギャップを埋めるためのSLAの徹底や新たな法的規制への準拠が求められる可能性があり、当社グループが技術革新や顧客ニーズに十分に対応できなかった場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。

当社グループが提供するサービスについて

(a) 設備及びネットワークの安定性について

当社グループのインターネットデータセンターは、堅牢な倉庫ないし専用設計による建物をデータセンター化したものであり、耐震性やセキュリティに十分な配慮がなされているだけでなく、消火設備の設置、自家発電装置等を利用した電源の二重化、回線の二重化、単一の機器ベンダーに依存しないネットワークの構築、設備及びネットワークの監視など、24時間365日安定したサービスが提供できるように最大限の対応をいたしております。また、当社グループは上記に加え、品質管理部門の設置、設備専門要員の24時間常駐化等の施策を実行し、さらなる安定運用のための体制強化を実施しております。

しかしながら、万が一、主要なデータセンターを運営している東京都心部で大規模な地震、火事などの自然災害があった場合、悪質なコンピュータウイルスやハッカーからの攻撃を受けた場合、その他戦争、テロなどの予期せぬ重大な事象の発生により、当社グループの設備又はネットワークが利用出来なくなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 情報セキュリティ管理について

当社グループが提供するサービスは、顧客企業がインターネット上でコンテンツを配信するためのサーバを預かるサービスが中心であり、対象はインフラ部分に限られております。そのため、当社グループがサーバ内のアプリケーション部分に関与することは基本的にありません。インターネットデータセンター設備の物理的なセキュリティに関しても、監視カメラによる監視や、顧客ごとに付与する専用カード及び生体認証によって入退出を管理するなど、厳重なセキュリティ体制を構築しております。また、顧客情報の取り扱いにつきましては、ISMSに則り、全社体制で細心の注意を払っているほか、経済的損失に対応した保険契約を締結し、リスクヘッジを図っております。

しかしながら、以上のような当社グループの努力にも関わらず、外部からの不正アクセス等により情報の外部流失、毀損、消失等が発生した場合には、当社グループの社会的信用失墜する可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) エネルギー事情について

当社グループのiDCサービスは、顧客企業のサーバを電源設備・空調設備環境の整ったインターネットデータセンターにてお預りし、安定した電力供給のもと空調の効率化や省電力化を念頭におきサービスを提供しております。しかしながら、iDCサービスの提供には相当量の電力を使用しますので、今後電力料金の急激な値上げが発生し、その値上げを販売価格へ転嫁できなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、電力使用制限等の実施により電力供給が不安定あるいは不足する状況となり、自家発電等の代替電力を継続して利用することにより追加的な費用が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) エネルギー事業について

平成23年3月の東日本大震災以降、電力コストの上昇、全国的な電力不足懸念や発電方法の模索等、日本における電力事業は大きく変化しております。当社の事業領域であるインターネットデータセンターにとって、その需要がますます旺盛となる反面、電力問題が最大の課題となっております。

このような背景の下、今後の電力コストの上昇等に対応すべく、安価な電力供給体制の確立を目指すと同時に、クリーンエネルギーの活用を通じてCSR活動に取り組む新たな組織として、エネルギー事業推進室（現エネルギー事業部）を設立するとともにメガソーラー事業に着手し、平成25年2月に広島県竹原市において「広島メガソーラー（第1期）」を、平成25年7月に「広島メガソーラー（第2期）」の操業を開始いたしました。

今後、日照不足により当初想定通りの発電が出来なかった場合に、或いは何らかの原因により設備が毀損した場合等においては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 関係会社に関する重要事項

100%子会社株式会社ビットサーフについて

当社は、平成18年2月に株式会社ビットサーフを100%子会社として設立いたしました。同社は、人材サービスを中心に事業展開を行っており、今後も当社グループの顧客基盤や経営基盤を最大限に利用し着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態および経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

子会社株式会社セタ・インターナショナルについて

当社は平成19年9月にシステム開発受託から動画配信等のプラットフォームサービスの提供を行う株式会社テラス（現：株式会社セタ・インターナショナル）の第三者割当増資を引き受け子会社化いたしました。その後、同子会社として、平成23年6月にSETA International LLCとの合併により、セタ・インターナショナル株式会社を設立いたしました。さらに平成26年5月1日付けで株式会社テラスとセタ・インターナショナル株式会社は株式会社テラスを存続会社とする合併を行い、同時に社名を株式会社セタ・インターナショナルへ変更いたしました。同社は動画配信ソリューションサービスを始めとして多くの顧客企業が共通して利用できるプラットフォームの開発及びサービスの提供、ホスティング事業並びにソーシャルネットワーク関連のサイト、アプリ開発を中心にオフショア開発サービスを行っております。同社は今後とも当社グループの顧客基盤や経営基盤を最大限に利用し着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態及び経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

100%子会社サイトロック株式会社について

当社は、平成22年12月27日付でサイトロック株式会社の全株式を取得し、100%子会社といたしました。同社は、マネージドサービスを中心に事業展開を行っており、今後も当社グループの顧客基盤や経営基盤を最大限に利用し着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態および経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

100%子会社A X L B I T株式会社について

当社は、平成25年1月30日付でA X L B I T株式会社の全株式を取得し、100%子会社といたしました。同社はSaaSプラットフォームサービスを中心に行っており、今後も当社グループの顧客基盤を中心や経営基盤を最大限に利用し着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態および経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

100%子会社株式会社テラ・パワーについて

当社は、平成25年11月28日付で株式会社テラ・パワーの全株式を取得し、100%子会社といたしました。同社は太陽光発電設備の用地選定・企画・施工管理等の事業開発及び発電所の保守・運営などを行っております。今後も当社グループの経営基盤を最大限に活用し、着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態および経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保について

当社グループが、今後も継続して成長していくためには、技術者を中心とした優秀な人材の確保・育成並びに定着を図ることが重要であると考えておりますが、一方で、国内インターネット市場やITアウトソーシング市場の急速な拡大により、専門知識や技術をもつ人材が恒常的に不足しております。

当社グループといたしましては、積極的な事業展開や報酬制度、研修制度、福利厚生も含めた充実した人事施策により求職者にとって魅力的な企業となるべく最大限の努力をしておりますが、必要な人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合や当社グループの予想を大幅に上回るような社員の流出がある場合には、事業拡大の制約を受け、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

当社は、電気通信事業者(旧一般第二種電気通信事業者)として、総務省に届出を行っており、電気通信事業法及び関連する省令等を遵守しております。現在のところ、これらの法律による規制の強化等が行われるという認識はありませんが、今後、これらの法律及び省令が変更された場合や当社グループの事業展開を阻害する規制がなされた場合には、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、全世界的な環境に対する意識の高まりの影響により、我が国も経済産業省や東京都を代表として様々な取り組みが行われております。当社は、改正省エネ法(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」)により第一種エネルギー管理指定工場に指定されておりエネルギーの使用の合理化に取り組むことが求められております。また、改正東京都環境確保条例(「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」)の「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」によりCO2等温室効果ガス排出の総量規制の対象となっております。今後、これらの法律及び条例が変更された場合や当社グループの事業展開を阻害する規制がなされた場合には、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

ストックオプションについて

当社は、役員及び従業員等が、経営参画意識及び企業価値向上への関心を高め、株主の利益を重視した業務展開を積極的に図ることを目的として、ストックオプションを取締役、監査役及び従業員等計157名に付与しております。当期末の同ストックオプションの潜在株式数は1,679,100株であり、潜在株式数を含む発行済株式総数(自己株式を除く)36,733,100株の4.5%に相当しております。なお、同ストックオプションが行使されれば、株式が発行されるため、当社の1株当たりの株式価値は希薄化いたします。また、当社は、役員及び従業員等の士気を高めると同時に優秀な人材を確保するために、今後もストックオプションの付与を行う可能性があります。この場合は、株式価値の希薄化をさらに招くおそれがあります。

資金調達について

当社グループの事業計画においては、データセンタースペースの拡張投資、既存データセンターの更新投資、新規データセンターの設立、新サービス開発のための投資等を計画しております。

当社は、平成18年7月に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」(現東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場を果たし、更に平成25年7月に東京証券取引所市場第一部に市場変更をしたことにより、従来の銀行借入やリース調達等による間接金融中心の資金調達のみならず、直接金融を含む多様な資金調達が可能になり、財務バランスをより一層意識して資金調達手段を選択するとともに、財務体質の強化を合わせて必要な資金調達の実現を図っていきたくと考えております。

しかしながら、外部環境の変化等の要因によって資金調達計画の変更を余儀なくされるような場合には、設備投資計画の変更に合わせて事業計画そのものも変更せざるを得なくなる可能性があります。

金利変動について

当社グループの有利子負債残高は、平成26年7月末時点において21,244百万円(総資産の56.3%)であり、今後の市場金利の変動により、当社グループの業績は影響を受ける可能性はあります。

ただし、有利子負債残高の71.8%が長期借入金等の固定負債であり、その大部分は固定金利で調達しております。

寺田倉庫株式会社との関係について

寺田倉庫株式会社は、平成26年7月末日現在、当社の議決権比率14.8%を保有する当社の筆頭株主であります。

当社グループと同社を含む同社グループとの間におきましては、営業取引関係としてデータセンター建物の賃借及びデータセンター建設用地の賃借取引等が継続しております。

当社グループと同社グループとは、今後も良好な協力関係を継続していく予定ですが、同社グループの経営方針に変更等が生じた場合、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、下記の通りデータセンターの建物あるいは用地につきまして賃貸借契約を締結しております。

契約先	契約年月日	契約の内容	契約期間
寺田倉庫(株)	平成17年7月25日	第1データセンター 建物賃貸借契約	自：平成17年4月1日 至：平成19年3月31日 (以後2年毎の自動更新)
	平成18年3月27日	第2データセンター 建物賃貸借契約	自：平成18年3月8日 至：平成20年3月7日 (以後2年毎の自動更新)
	平成18年2月2日	第3データセンターA棟 事業用借地権設定契約	自：平成18年2月2日 至：平成28年2月1日
	平成23年10月5日	第3データセンターB棟 営業用定期建物賃貸借契約	自：平成23年11月1日 至：平成33年10月31日
鹿島建設(株)	平成19年9月26日	第4データセンター 建物賃貸借契約	自：平成19年10月1日 至：平成40年7月31日
国分トラスト(株)	平成24年10月31日	第5データセンター 停止条件付事業用借地権設定契約	自：第5データセンターの建物が完 成し引き渡しを受けた日 至：平成74年10月30日

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。これらの連結財務諸表の作成に当たりまして、決算日における資産・負債の報告数値、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りは、主に貸倒引当金、賞与引当金であり、継続して評価を行っております。

なお、見積りの評価については、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、異なる可能性があります。

貸倒引当金

当社グループでは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりますが、顧客の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合には、追加の引当計上が必要となる可能性があります。

賞与引当金

当社グループでは、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しておりますが、当社の賞与対象期間の業績及び採用の状況等により、実際の支給額が引当額を超える可能性があります。

移転損失引当金

当社の移転等に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度における財政状態は、次の通りであります。

資産の部

当連結会計年度末における総資産は37,735百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,206百万円増加しました。これは新株発行等による現金預金の増加693百万円、データセンター等に対する設備投資による有形固定資産の増加4,153百万円及びデータセンター建物、設備等の減価償却による減少3,165百万円等が主な要因であります。

負債の部

当連結会計年度末における負債合計は前連結会計年度末に比べ2,736百万円増加し25,136百万円となりました。これは借入金残高の増加3,245百万円、前受金の減少328百万円及びリース債務の減少706百万円等が主な要因であります。

純資産の部

当連結会計年度末における純資産合計は前連結会計年度末に比べ469百万円増加し12,599百万円となりました。これは剰余金の配当568百万円及び当期純利益1,383百万円が主な要因であります。この結果、自己資本比率は32.2%となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ693百万円増加し、6,913百万円となりました。

当連結会計年度末におけるキャッシュ・フローの状況は、次の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により獲得した資金は、3,964百万円（前年同期は4,873百万円の獲得）となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益2,365百万円、減価償却費3,371百万円等の要因によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は、4,402百万円（前年同期は4,697百万円の使用）となりました。

これはデータセンター等に係る有形固定資産の取得に関する支出4,196百万円、投資有価証券の取得による支出242百万円及び有形固定資産の売却による収入106百万円等の要因によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により獲得した資金は、1,132百万円（前年同期は2,998百万円の獲得）となりました。

これは主に、株式の発行による収入57百万円、借入れによる収入9,900百万円、借入金の返済による支出6,654百万円、リース債務の返済1,233百万円等の要因によるものであります。

(4) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績は、次の通りであります。

売上高

当連結会計年度の売上高は17,601百万円となっております。

当社グループは、提供サービスを大きくiDCサービス、マネージドサービス及びソリューションサービスの3つのサービスに区分しており、当連結会計年度のサービス別売上高はそれぞれ10,608百万円、4,517百万円及び2,229百万円となっております。当社のコアサービスであるiDCサービス及びマネージドサービスは、基本的に一定のサービスを顧客に継続的に提供する契約となっており、当社グループはこれらのサービスを継続サービス、それ以外のサービスをスポットサービスと定義しております。当社グループの当連結会計年度の連結売上高に占める継続サービス及びスポットサービスの占める比率はそれぞれ91.5%及び7.1%となっており、これはあらゆるITアウトソーシングサービスを可能な限り月額サービス形態として顧客に提供することによって顧客のストレスの解消と利便性の向上を図るという当社の理念に沿ったものとなっております。

売上総利益

当連結会計年度の売上総利益は、前連結会計年度の売上総利益4,985百万円に対して4,754百万円となっております。また当連結会計年度の売上総利益率は、前連結会計年度の売上総利益率29.9%に対して27.0%となっております。

当社の主要サービスであるiDCサービスは多額の設備投資を必要とするため売上原価には一定の固定費が計上されております。固定費としての主な原価項目は減価償却費3,285百万円、賃借料894百万円、地代家賃1,297百万円であります。

販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,048百万円となっており、売上高に対する販売費及び一般管理費の比率は11.6%となっております。

当連結会計年度の販売費及び一般管理費には、人件費1,212百万円、地代家賃109百万円、業務委託費125百万円等が含まれております。

営業利益及び経常利益

当連結会計年度の営業利益は2,705百万円(売上高営業利益率15.4%)となっております。

当連結会計年度の経常利益は支払利息290百万円等の営業外収益及び営業外費用を計上した結果2,431百万円(売上高経常利益率13.8%)となっております。

税金等調整前当期純利益及び当期純利益

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は特別利益及び特別損失を計上した結果2,365百万円となっております。

当連結会計年度の当期純利益は当連結会計年度の確定決算において課税される法人税、住民税及び事業税1,148百万円及び税効果会計適用により計算された法人税等調整額等を計上した結果1,383百万円となっております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、主要サービスであるiDCサービスに対する市場の強い需要に応えるため、データセンターの追加投資を中心に総額4,196百万円の設備投資を実施しました。

なお、当社グループ(当社及び連結子会社6社)の報告セグメントは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおり、総合ITアウトソーシング事業のみであるため、セグメント別の設備の状況の記載はしていません。また、当連結会計年度中において、重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

提出会社

平成26年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
		建物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	土地	リース資産		合計
本社 (東京都品川区)	本社事務所	114	0	21			135	85
品川データセンター (東京都品川区)	データセンター設備等	7,199	235	650		1,586	9,671	56
文京データセンター (東京都文京区)	データセンター設備等	6,880	100	406		1,028	8,416	
大阪データセンター (大阪府大阪市中央区)	データセンター設備等	0	14	3		9	28	
広島メガソーラー (広島県竹原市)	太陽光発電設備		982				982	
さくらメガソーラー (栃木県さくら市)	太陽光発電設備				256		256	

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料(百万円)
本社 (東京都品川区)	本社事務所	107
品川データセンター (東京都品川区)	データセンター建物、用地 データセンター設備リース	684 255
文京データセンター (東京都文京区)	データセンター建物 データセンター設備リース	582 528

- (注) 1. 本社事務所の年間賃借料には、当社が子会社へ賃貸している年間賃借料を含んでおります。
2. 上記の他、翌事業年度に利用開始されるデータセンター設備のリース契約を締結しているものがあります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 (年月)	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
㈱ビットアイル 第5データセンター	東京都文京区	データセンター建物 データセンター設備	10,000	4,534	自己資金及び 借入金	平成24年11月	平成26年10月

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	109,000,000
計	109,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年10月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,654,000	35,684,000	東京証券取引所	単元株制度は100株であります。
計	35,654,000	35,684,000		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成26年10月1日から本報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成17年3月9日)(第3回新株予約権)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	101	86
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	202,000(注)1,5	172,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)2,5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月10日から 平成27年3月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 250(注)5 資本組入額 125(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項		同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数
について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式
交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認め
る株式数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円
未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式
交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認め
る払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であるこ
とを要する。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役及び使用人
並びに当社子会社(孫会社を含む)の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」
に定めるところによる。

4. 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株
式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった
場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社
は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 平成18年4月7日付(1:2)、平成19年4月28日付(1:5)及び平成24年2月1日付(1:200)で株式の分
割により、各数値の調整を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年10月26日)(第5回新株予約権)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	252	252
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	252,000(注)1,6	252,000(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	585(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 585(注)6 資本組入額 292(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)5	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数
について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付
与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円
未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要
と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締
役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由
に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ) 本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認
した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社(孫会社を含む)の取締
役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人(顧問及び子会社使用人を含む)との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 新株予約権の取得の条件
- 組織再編行為前の条件に準じて決定する。
6. 平成19年4月28日付(1:5)及び平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日(平成18年10月26日)(第6回新株予約権)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	22	22
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000(注)1,6	22,000(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	327(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 327(注)6 資本組入額 163(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)5	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数
について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付
与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円
未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要
と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締
役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由
に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認
した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社(孫会社を含む)の取締
役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人(顧問及び子会社使用人を含む)との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 新株予約権の取得の条件
- 組織再編行為前の条件に準じて決定する。
6. 平成19年4月28日付(1:5)及び平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成20年12月9日)(第7回新株予約権 Aプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	105	105
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000(注)1,5	21,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成20年12月9日)(第7回新株予約権 Bプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	205	205
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,000(注)1,5	41,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成50年12月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数
について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付
与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役を退任した
日の翌日(以下、「権利行使開始日」)から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

上記にかかわらず新株予約権者が平成50年11月24日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成50年
11月25日から平成50年12月24日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3 に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取
締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より新株予約権を行使することができる期間の開始日までの間、継
続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由
に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認
した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及
び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成20年12月9日)(第7回新株予約権 Cプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	175	175
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000(注)1,6	35,000(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	356(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 356(注)6 資本組入額 178(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)5	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数
について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付
与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円
未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要
と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締
役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由
に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認
した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及
び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 平成20年12月25日から平成22年12月24日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 新株予約権の取得の条件
- 組織再編行為前の条件に準じて決定する。
6. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成22年2月2日)(第8回新株予約権 Aプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	57	57
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,400(注)1,5	11,400(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年2月18日から 平成32年2月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数
について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付
与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締
役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由
に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及
び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社とな
る分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる
株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議
が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を
無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、
監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契
約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株
予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成22年2月2日)(第8回新株予約権 Bプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	240	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000(注)1,5	48,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年2月18日から 平成52年2月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」)から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず新株予約権者が平成52年1月17日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成52年1月18日から平成52年2月17日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が平成25年1月31日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成22年2月2日)(第8回新株予約権 Cプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	231	231
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,200(注)1,6	46,200(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	312(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	平成24年2月18日から 平成32年2月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 312(注)6 資本組入額 156(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 平成22年2月18日から平成24年2月17日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 新株予約権の取得の条件
- 組織再編行為前の条件に準じて決定する。
6. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成22年12月21日)(第9回新株予約権 Aプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	129	129
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,800(注)1,5	25,800(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年1月8日から 平成33年1月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成25年1月8日から平成33年1月7日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、200円を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めた場合、当社は当該取得する日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知または公告を行うことにより、当該取得する日において新株予約権を無償で取得できるものとする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成22年12月21日)(第9回新株予約権 Bプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	280	280
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,000(注)1,5	56,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年1月8日から 平成53年1月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」)から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず新株予約権者が平成52年12月7日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成52年12月8日から平成53年1月7日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が平成25年1月31日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成22年12月21日)(第9回新株予約権 Cプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	389	389
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	77,800(注)1,6	77,800(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	517(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	平成25年1月8日から 平成33年1月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 517(注)6 資本組入額 258(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付と時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成23年1月8日から平成25年1月7日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成23年12月5日)(第10回新株予約権 Aプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	206	206
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,200(注)1,5	41,200(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年12月21日から 平成33年12月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成23年12月21日から平成25年12月20日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成23年12月5日)(第10回新株予約権 Bプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	290	290
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,000(注)1,5	58,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年12月21日から 平成53年12月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数
について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付
与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪
失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」)から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず新株予約権者が平成53年11月4日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成53年
11月5日から平成53年12月4日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3 に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取
締役に於いて定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が平成26年11月30日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約
権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役また
は監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認
めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役または
監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨
てるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及
び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成23年12月5日)(第10回新株予約権 Cプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	786	786
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157,200(注)1,6	157,200(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	930(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	平成25年12月21日から 平成33年12月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 930(注)6 資本組入額 465(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 平成23年12月21日から平成25年12月20日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 新株予約権の取得の条件
- 組織再編行為前の条件に準じて決定する。
6. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成24年12月4日)(第11回新株予約権 Aプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	357	357
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,700(注)1	35,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成26年12月20日から 平成34年12月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成24年12月20日から平成26年12月19日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果1株未満の生じる端数については、これを切り上げるものとします。

調整後無償取得価額 = 調整前無償取得価額 × (1 / 分割・併合の比率)

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日(平成24年12月4日)(第11回新株予約権 Bプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	660	660
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000(注)1	66,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年12月20日から 平成54年12月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数
について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付
与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪
失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」)から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず新株予約権者が平成54年11月3日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成54年
11月4日から平成54年12月3日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取
締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が平成27年11月30日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約
権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役また
は監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認
めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役または
監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨
てるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及
び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社とな
る分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる
株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議
が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を
無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、
監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契
約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株
予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日(平成24年12月4日)(第11回新株予約権 Cプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,794	1,794
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	179,400(注)1	179,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	822(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年12月20日から 平成34年12月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 822 資本組入額 411	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)5	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数
について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付
与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円
未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要
と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締
役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由
に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及
び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社とな
る分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる
株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議
が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を
無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、
監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契
約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株
予約権を無償で取得することができる。

平成24年12月20日から平成26年12月19日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果1株未満の生じる端数については、これを切り上げるものとします。

調整後無償取得価額 = 調整前無償取得価額 × (1 / 分割・併合の比率)

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日(平成25年12月3日)(第12回新株予約権 Aプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	363	363
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,300(注)1	36,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成27年12月19日から 平成35年12月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成25年12月19日から平成27年12月18日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通引の終値が、400円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果1株未満の生じる端数については、これを切り上げるものとします。

調整後無償取得価額 = 調整前無償取得価額 × (1 / 分割・併合の比率)

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日(平成25年12月3日)(第12回新株予約権 Bプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	700	700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000(注)1	70,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成27年12月19日から 平成55年12月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」)から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず新株予約権者が平成55年11月2日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成55年11月3日から平成55年12月2日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が平成28年11月30日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日(平成25年12月3日)(第12回新株予約権 Cプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,971	1,971
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	197,100(注)1	197,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	847(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年12月19日から 平成35年12月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 847 資本組入額 424	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)5	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数
について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付
与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円
未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要
と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付と時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締
役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由
に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及
び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社とな
る分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる
株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議
が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を
無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、
監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契
約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株
予約権を無償で取得することができる。

平成25年12月19日から平成27年12月18日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果1株未満の生じる端数については、これを切り上げるものとします。

調整後無償取得価額 = 調整前無償取得価額 × (1 / 分割・併合の比率)

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年8月1日 ～ 平成22年7月31日 (注)1	240	168,460	6	2,723	6	1,659
平成22年8月1日 ～ 平成23年7月31日 (注)1	195	168,655	8	2,732	8	1,667
平成23年8月1日 ～ 平成24年7月31日 (注)1、2	33,685,745	33,854,400	29	2,762	29	1,697
平成24年8月1日 ～ 平成25年6月30日 (注)1	109,200	33,963,600	31	2,793	31	1,728
平成25年7月8日 (注)3	1,500,000	35,463,600	664	3,458	664	2,393
平成25年7月1日 ～ 平成25年7月31日 (注)1	19,600	35,483,200	4	3,462	4	2,398
平成25年8月1日 ～ 平成26年7月31日 (注)1	170,800	35,654,000	38	3,500	38	2,436

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成24年2月1日付で株式分割(1:200)を行っております。

3. 有償一般募集: 発行株数1,500,000株、発行価額934円、発行価額885.85円、資本組入額442.925円

なお、募集による新株式発行と同時に自己株式の処分による普通株式717,200株の募集を行っております。

4. 平成26年8月1日から平成26年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が30,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成26年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	21	31	53	72	9	6,476	6,662	
所有株式数 (単元)	-	35,841	4,923	94,093	83,709	73	137,872	356,511	2,900
所有株式数 の割合(%)	-	10.05	1.38	26.39	23.48	0.02	38.67	100.00	

(注) 自己株式600,000株は「個人その他」に6,000単元を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
寺田倉庫株式会社	東京都品川区東品川2丁目6-10	5,220,000	14.64
寺田航平	東京都品川区	4,118,500	11.55
株式会社電通国際情報サービス	東京都港区港南2丁目17-1	3,360,000	9.42
寺田保信	東京都世田谷区	1,573,000	4.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,231,600	3.45
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10-1)	1,136,777	3.18
BBH FOR MATTHEWS ASIA GROWTH FUND (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA ZIP CODE: 94111 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,115,700	3.12
CBNY-KOPERNIK GLOBAL ALL-CAP FUND (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都品川区東品川2丁目3-14)	982,600	2.75
TMAM-GO JAPAN ENGAGEMENT FUND (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	26 THROGMORTEN STREET, LONDON, EC2N 2AN UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	796,000	2.23
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA ZIP CODE: 94111 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	741,100	2.07
計		20,275,277	56.86

(注) 1. フィデリティ投信株式会社から平成25年5月8日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、フィデリティ投信株式会社及びエフエムアール エルエルシー(FMR LLC)が、平成25年4月30日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	1,419,000	4.18
エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245	10,000	0.03

2. 長島・大野・常松法律事務所(石塚洋之弁護士)から平成25年9月19日付で大量保有変更報告書の写しの送付があり、アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー(Artizan Investments GP LLC)が平成25年9月13日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー(Artizan investments GP LLC)	アメリカ合衆国53202ウィスコンシン州ミルウェーキー、スイート800、ウィスコンシン・アベニュー875E	1,139,600	3.21

3. ピンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)(文永智子弁護士)から平成25年11月1日付で大量保有変更報告書の写しの送付があり、Joho Capital, L.L.C.が平成25年10月30日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Joho Capital, L.L.C.	米国、デラウェア州、ニューキャッスル郡、ウィルミントン市、オレンジストリート1209、コーポレーション・トラスト・センター	1,465,200	4.13

4. 伊藤見富法律事務所(中村さおり弁護士)から平成26年3月24日付で大量保有変更報告書の写しの送付があり、マフューズ・インターナショナル・ファンズ(Matthews International Funds)が平成26年3月17日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
マフューズ・インターナショナル・ファンズ (Matthews International Funds)	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ、エンバーカデロ・センター4、スイート550	1,856,800	5.21

5. 伊藤見富法律事務所(中村さおり弁護士)から平成26年3月24日付で大量保有変更報告書の写しの送付があり、マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシー(Matthews International Capital Management, LLC)が平成26年3月17日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシー (Matthews International Capital Management, LLC)	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ、エンバーカデロ・センター4、スイート550	2,385,400	6.69

6. スパークス・アセット・マネジメント株式会社から平成26年6月19日付で大量保有変更報告書の写しの送付があり、スパークス・アセット・マネジメント株式会社が平成26年6月13日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー	1,236,200	3.47

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 600,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,051,100	350,511	
単元未満株式	普通株式 2,900		
発行済株式総数	35,654,000		
総株主の議決権		350,511	

【自己株式等】

平成26年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有割合の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社ビット アイル	東京都品川区東品 川2丁目5-5	600,000		600,000	1.68
計		600,000		600,000	1.68

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権

1) 平成17年3月9日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の付与(第3回新株予約権)

決議年月日	平成17年3月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 4 当社の従業員 31
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権

2) 平成18年10月26日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与(第5回新株予約権)

決議年月日	平成18年10月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 8 当社の従業員 52
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

3) 平成18年10月26日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与(第6回新株予約権)

決議年月日	平成18年10月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 60
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

4) 平成20年12月9日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第7回新株予約権A)

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

5) 平成20年12月9日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第7回新株予約権B)

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

6) 平成20年12月9日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第7回新株予約権C)

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 74
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

7) 平成22年2月2日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第8回新株予約権A)

決議年月日	平成22年2月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

8) 平成22年2月2日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第8回新株予約権B)

決議年月日	平成22年2月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

9) 平成22年2月2日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第8回新株予約権C)

決議年月日	平成22年2月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 92
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

10) 平成22年12月21日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第9回新株予約権A)

決議年月日	平成22年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

11) 平成22年12月21日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第9回新株予約権B)

決議年月日	平成22年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

12) 平成22年12月21日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第9回新株予約権C)

決議年月日	平成22年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 109
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

13) 平成23年12月5日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第10回新株予約権A)

決議年月日	平成23年12月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

14) 平成23年12月5日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第10回新株予約権B)

決議年月日	平成23年12月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

15) 平成23年12月5日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第10回新株予約権C)

決議年月日	平成23年12月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 115 当社の子会社の役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

16) 平成24年12月4日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第11回新株予約権A)

決議年月日	平成24年12月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

17) 平成24年12月4日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第11回新株予約権B)

決議年月日	平成24年12月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

18) 平成24年12月4日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第11回新株予約権C)

決議年月日	平成24年12月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 131 当社の子会社の役員及び従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

19) 平成25年12月3日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第12回新株予約権A)

決議年月日	平成25年12月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

20) 平成25年12月3日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第12回新株予約権B)

決議年月日	平成25年12月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

21) 平成25年12月3日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第12回新株予約権C)

決議年月日	平成25年12月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 145 当社の子会社の役員及び従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成26年3月18日)での決議状況 (取得期間平成26年3月19日～平成26年3月25日)	600,000	371
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	600,000	371
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	600,000		600,000	

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を第一として、配当資源確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当は、中間配当・期末配当の年2回を基本的な方針としております。また、内部留保資金につきましては、事業の発展・拡大を通じ中長期的な企業価値向上を図るために、成長分野への設備投資の原資として充当してまいります。

当期の期末配当金につきましては、マネージドサービスが好調なこと等を鑑み、当初計画通り1株につき7円とさせていただきますこといたしました。以上の結果、当期末の1株当たり配当金は7円(中間配当金と合わせて13円)となります。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年3月4日 取締役会決議	213	6
平成26年10月27日 定時株主総会決議	245	7

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月
最高(円)	107,300	157,900	213,700 977	1,850	963
最低(円)	47,550	68,800	120,000 639	559	575

- (注) 1. 最高・最低株価は、平成25年7月9日付より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、平成22年10月12日付より平成25年7月8日付までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。
2. 印は、株式分割(平成24年2月1日、1:200)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	789	738	690	695	673	677
最低(円)	635	576	603	575	599	620

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)		寺 田 航 平	昭和45年10月25日生	平成5年4月 三菱商事(株)入社 平成11年9月 寺田倉庫(株)入社 平成11年11月 同社取締役 平成12年6月 当社設立、代表取締役社長(現任) 平成15年6月 寺田倉庫(株)取締役副社長 平成18年2月 (株)ビットサーフ取締役(現任) 平成20年5月 (株)テラス(現(株)セタ・インターナショナル)代表取締役 平成20年11月 当社CEO(現任) 平成22年10月 (株)ライブラネオ取締役(現任) 平成22年12月 サイトロック(株)取締役(現任) 平成23年6月 セタ・インターナショナル(株)取締役 平成25年12月 (株)テラ・パワー代表取締役会長(現任) 平成26年5月 (株)セタ・インターナショナル取締役会長(現任)	(注)3	4,118,500
取締役副社長 (代表取締役)		天 野 信 之	昭和39年12月2日生	平成元年4月 ネットワンシステムズ(株)入社 平成9年5月 (株)ネットウェーブ(現(株)ディメンションデータジャパン)取締役 平成13年10月 当社取締役iDC事業部長 平成15年10月 当社取締役副社長(現任) 平成18年2月 (株)ビットサーフ代表取締役(現任) 平成19年11月 (株)テラス(現(株)セタ・インターナショナル)取締役(現任) 平成20年11月 当社COO(現任) 平成21年8月 当社マーケティング本部長 平成22年10月 (株)ライブラネオ取締役(現任) 平成22年12月 サイトロック(株)代表取締役会長(現任) 平成25年1月 AXLBIT(株)代表取締役(現任) 平成25年12月 (株)テラ・パワー取締役	(注)3	648,000
取締役	管理本部長	深 井 英 夫	昭和35年11月19日生	昭和59年4月 東京リース(株)(現東京センチュリーリース(株))入社 平成13年9月 (株)ネットエンズ(現インフォリスクマネージ(株))執行役員 平成15年8月 当社管理本部長 平成16年7月 アイティーマネージ(株)(現インフォリスクマネージ(株))取締役 平成18年10月 当社管理本部長(現任) 平成19年10月 当社執行役員 平成20年5月 (株)テラス(現(株)セタ・インターナショナル)監査役(現任) 平成21年10月 当社取締役(現任) 平成21年10月 (株)ビットサーフ監査役(現任) 平成22年10月 (株)ライブラネオ監査役(現任) 平成22年12月 サイトロック(株)監査役(現任) 平成23年1月 当社社長室長 平成23年6月 セタ・インターナショナル(株)監査役 平成24年8月 当社情報システム室長 平成25年1月 AXLBIT(株)監査役(現任) 平成25年12月 (株)テラ・パワー監査役 平成26年8月 当社エネルギー事業部長(現任) (株)テラ・パワー取締役副社長(現任)	(注)3	96,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		安藤 国威	昭和17年1月1日生	昭和44年4月 ソニー(株)入社 昭和54年8月 ソニー・ブルデンシャル生命保険(株)(現ソニー生命保険(株))代表取締役常務 昭和60年7月 同社代表取締役副社長 平成2年4月 Sony Corporation of America、Sony Engineering & Manufacturing of America プレジデント 平成6年6月 ソニー(株)取締役 平成8年4月 同社インフォメーションテクノロジーカンパニープレジデント 平成11年4月 同社パーソナルITネットワークカンパニープレジデント&COO 平成12年6月 同社代表取締役社長兼COO 平成15年6月 同社取締役代表執行役社長兼グループCOO 平成16年6月 同社取締役代表執行役社長兼グローバル・ハブ・プレジデント 平成17年6月 ソニーフィナンシャルホールディングス(株)代表取締役会長兼ソニー生命保険(株)取締役会長(非常勤) 平成19年6月 ソニー生命保険(株)取締役会長 平成24年6月 同社名誉会長 平成24年9月 当社顧問 平成24年10月 当社取締役(現任) 平成26年6月 ソニー生命保険(株)顧問(現任)	(注)3	5,000
常勤監査役		吉原 紀生	昭和15年2月17日生	昭和37年4月 日本レミントンユニバック(株)(現日本ユニシス(株))入社 昭和56年4月 同社ハードウェア開発部長 昭和60年4月 野村コンピュータシステム(株)(現(株)野村総合研究所)入社 平成2年6月 同社横浜データセンター長 平成9年6月 同社関西支社長兼大阪データセンター長 平成13年1月 (株)ビジネスポートシステムズ入社、ビジネスソリューション部長 平成14年11月 当社営業本部長、執行役員 平成15年6月 当社営業顧問 平成16年10月 当社監査役(現任) 平成18年2月 (株)ビットサーフ監査役	(注)4	15,000
監査役		高橋 鉄	昭和31年10月24日生	昭和61年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 三宅坂法律事務所入所パートナー 平成元年4月 東京弁護士会法制委員会副委員長 平成8年2月 東京弁護士会司法修習委員会副委員長 平成14年4月 日弁連司法制度調査会委員(商法部会) 平成15年7月 霞が関パートナーズ法律事務所代表パートナー(現任) 平成18年2月 フロレゾン(株)社外監査役 平成18年3月 アップルジャパン(株)社外監査役 平成19年3月 日本マクドナルドホールディングス(株)社外取締役 日本マクドナルド(株)社外取締役(現任) 平成19年6月 (株)グローバルス社外監査役 平成19年10月 当社監査役(現任) 平成23年12月 (株)ブークス社外監査役(現任) 平成24年2月 (株)ズーム社外監査役(現任)	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		竹原相光	昭和27年4月1日生	昭和52年1月 ビート マーウィック ミッチェル 会計士事務所入所 昭和56年12月 クーパースアンドライブランド会 計事務所入所 平成2年9月 中央新光監査法人社員 平成8年8月 中央監査法人代表社員 平成12年7月 中央青山監査法人トランザクショ ンサービス部部长 平成17年4月 ZECO0パートナーズ(株)を設立、代 表取締役(現任) 平成17年6月 (株)CDG社外取締役(現任) 平成17年10月 (株)三菱ケミカルホールディングス 社外監査役 平成19年2月 (株)エスプール社外取締役(現任) 平成19年10月 当社監査役(現任) 平成26年6月 (株)エディオン社外監査役(現任)	(注) 5	
監査役		橋本圭一郎	昭和26年10月20日生	昭和49年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀 行)入行 平成9年6月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ 銀行)赤羽支店長 平成10年12月 同行フランクフルト支店長 平成13年6月 同行国際業務部長 平成15年6月 三菱自動車工業(株)代表取締役執行 副社長最高財務責任者 平成16年6月 同社顧問(Mitsubishi Mortors Credit of America会長兼務) 平成17年4月 セガサミーホールディングス(株)顧 問(セガサミーアセット・マネジ メント(株)代表取締役社長兼務) 平成17年6月 同社専務取締役 平成18年2月 フィッチ・レーティングスジャパ ンCEO 平成20年4月 (株)アサツーディ・ケイ顧問 平成22年6月 首都高速道路(株)代表取締役会長兼 社長(最高経営責任者兼最高執行 責任者) 平成24年9月 当社顧問 平成24年10月 当社監査役(現任) 平成26年7月 塩屋土地(株)代表取締役副社長(現 任)	(注) 4	
計						4,882,900

- (注) 1. 取締役安藤国威氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高橋鉄、竹原相光及び橋本圭一郎氏は、社外監査役であります。
3. 平成26年10月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 平成24年10月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成23年10月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 当社は、経営の意思決定を迅速化し業務執行の機動性を向上させることを目的として、執行役員制度を導入
しております。執行役員は3名で、iDC本部長 久保田達郎、営業本部長 吉元敏、クラウド・ITソリュー
ション本部長 成迫剛志で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全な企業統治を事業発展のための前提条件と考えております。オーナーである株主は勿論のこと、従業員、取引先、債権者その他利害関係者との間で適切なコミュニケーションを図り、それぞれの意見を適切に企業運営に反映させていくことが事業発展に不可欠であり、そのためにはまず企業運営の推進役である取締役及び取締役会が健全に機能することが必要であると考えております。またその上で、企業規模の拡大に合わせて、積極的に経営組織体制を整備し、内部統制の充実を図っていく考えであります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

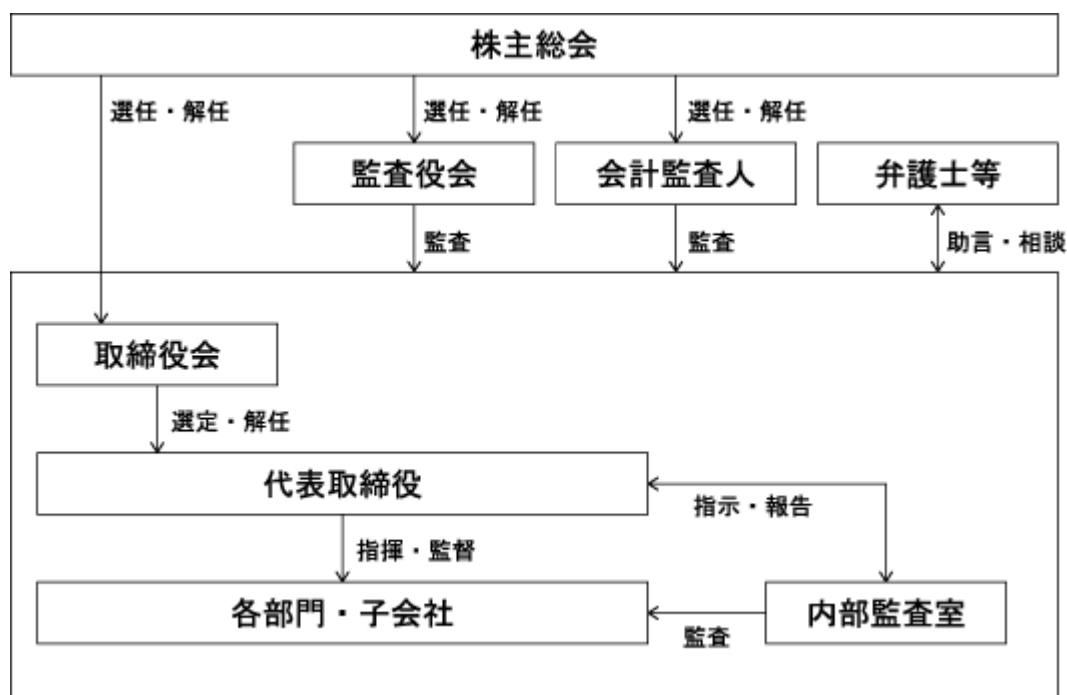
当社は、監査役会設置会社であり、監査役4名のうち3名が会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。また、取締役会は取締役4名で構成されておりますが、うち1名が社外取締役であります。社外監査役が当社において必要な手続きを実施できる環境を提供するため、取締役会の開催日や議題の連絡だけに限らず経営会議の開催日や必要な事業報告を、経営企画室及び総務部から随時連絡する体制を取っております。

取締役会

取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されております。毎月一回の定例取締役会に加え必要に応じて随時開催することにより、経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行っております。取締役会には、監査役も出席し、取締役の業務執行について監査を行っております。

監査役会

監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成されております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの重要な役割を担う独立の機関であることを認識し、監査役会で年に一度立案される監査計画書に基づいて、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見を述べる他、取締役の業務執行に関する適法性の監査を実施しております。



ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社の現在の事業規模、事業内容等を勘案し、現行の体制が最も効率的、効果的に経営監視機能を実現でき、迅速かつ適切に経営上の意思決定や業務執行を行うことができる体制であると考えているためであります。

ハ．内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

a．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、定款、株主総会決議、「取締役会規程」、企業理念及び事業計画に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督いたしております。

取締役及び代表取締役は、取締役会で決定した役割に基づき「職務権限規程」その他の社内規則に従い当社の業務を遂行すると共に、毎月一回以上開催される取締役会においてそれぞれの業務執行の状況を取締役会に報告いたしております。

監査役は、法令の定める権限に基づき監査を実施すると共に内部監査担当者及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査計画書」に従い、取締役の職務執行の適正性について監査を実施いたしております。

また、「経理規程」その他の社内規則に従い、会計基準その他の関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制を確保いたしております。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は文書管理規程を定め、次の文書(電磁的記録を含む)について関連資料と共に法令及び文書管理規程に基づき保管し、管理いたしております。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・計算書類
- ・稟議書
- ・その他、取締役会が決定する書類

代表取締役は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めると共に、取締役、使用人に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導いたしております。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、次のリスクについて、継続的にモニタリングを行い、リスクが顕在化した場合には速やかに対応できるよう、規程ならびに対応体制を整備いたしております。

- ・障害発生リスク
- ・与信リスク
- ・品質管理・情報セキュリティ・災害等のリスク
- ・法務案件等のリスク

障害発生リスクについては、障害対応マニュアルに沿った運用を確実に行うように継続的なモニタリングを行うと共に、常に改善の可能性を検討し、その整備の努力をいたしております。

与信リスクについては、全得意先に対する与信の管理を徹底的に行い、個々の得意先の与信状況に応じて適切な対応が取られているかのモニタリングを毎月実施いたしております。

品質管理・情報セキュリティ・災害等のリスクに関しましては、品質管理部門を中心に開催される会議、部門横断的に実施される経営会議において情報の共有化を図ると共に、対応責任者となる取締役等に報告する体制を速やかに確保いたしております。

法務案件等のリスクについては、法務担当がこれに対応し、特に重要と認められるものについては、顧問弁護士等の意見を聴取することで不測のリスクを事前に回避する体制を確保いたしております。

その他のリスクについても、代表取締役は、取締役、使用人に対して、業務執行において適切にリスクを管理するように指導いたしております。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役社長が取締役会の議長を務め、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うと共に、適切・効率的な業務執行を推進し、業務執行の監督をいたしております。
経営意思決定の迅速化と責任の明確化を図るという観点から、管掌役員制度を継続いたしております。
- e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役社長が経営会議等の会議に積極的に参加し、コンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について把握し、その対応のために必要と考えられる体制を整備いたしております。
監査役による日々の監査に加え、代表取締役社長の指示による内部監査をより充実させ、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証をするための体制を強化いたしております。
- f. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社及び関連会社の業務執行の適正性及び効率性については、当社の取締役がそれぞれの会社の役員を兼務し取締役会に出席し、管理・監督を実施いたしております。また、それぞれの会社の財政状態及び経営成績の把握については、当社管理部門において、毎月必要な会計情報等を入手し、その把握を行い、必要な場合は対応責任者となる取締役等に報告する体制を確保いたしております。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することができる体制を確保いたしております。
- h. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助者を設置した場合は、監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保いたしております。
- i. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役が、監査役の職務の執行に必要な事項に関して、随時取締役及び使用人に対して報告を求められることができる体制を確保いたしております。
監査役が、随時取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し意見を述べること及び重要な情報を入手できる体制を確保いたしております。
監査役が、内部監査担当者及び会計監査人と連携することができる体制を確保いたしております。
- j. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
内部監査担当者と監査役との連携
内部監査担当者が内部監査計画策定時及び内部監査実施後に監査役と協議できる体制を確保いたしております。

外部専門家の起用

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる体制を確保いたしております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び各社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。

内部監査及び監査役監査の状況

各監査役は、監査役会の定めた監査計画、監査の方針等に従い、会社の組織体制、管理体制、会社諸規程の整備・運用状況等の監査を通じ、取締役の業務執行に関する適法性監査、内部統制システムの状況の監視および検証を行っております。監査役は、定例の監査役会において、相互に職務の状況について報告を行うことにより監査業務の認識を共有化しております。また、監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受けるとともに、期末監査終了時点で監査実施状況の報告や情報交換を行うことにより、情報の共有化ならびに監査の質・効果・効率の向上を図るよう努めております。

内部監査につきましては、内部統制システムの一環として社長が指名した内部監査責任者が2名の内部監査担当者を指名し、社内の各業務が定められた諸規程、諸制度に従って合理的、効果的に遂行されているか、及び、経営上の決定事項がその目的に従い正しく遂行されているかどうかの監査を内部監査計画に基づき実施しております。

監査役監査と内部監査との連携につきましては、監査計画について事前に協議を行うほか、親密な情報交換を行うことにより、個々の監査を効率的かつ効果的に実施するよう努めております。また、内部監査につきましては、会計監査人と意見交換を頻繁に行うことにより、実効性の高い監査を実施し、コンプライアンス経営に寄与するよう努めております。

なお、社外監査役竹原相光氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査の状況

会計監査におきましては、独立監査人としての会計監査を有限責任監査法人トーマツに委託しており、内部監査担当者及び監査役と連携し、独立した立場からの公正不偏の監査が実施されております。

イ．業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
芝田 雅也	有限責任監査法人トーマツ
石井 宏明	有限責任監査法人トーマツ

(注) 継続監査年数が7年を超えないため記載を省略しております。

ロ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	その他
6名	5名

社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役である安藤国威は、他社における役員等の豊富な経験を有しており、高度な専門知識と経験を当社の経営全般に活かされることによりコーポレートガバナンス体制強化を期待し、社外取締役に選任しております。

社外監査役である高橋鉄は、弁護士としての高度な知識、知見に基づき、企業経営における法律の専門家としての立場から、客観的、中立的な監査機能の役割を期待し、社外監査役に選任しております。

社外監査役である竹原相光は、公認会計士としての高度な知識、知見に基づき、企業経営における会計の専門家としての立場から、客観的、中立的な監査機能の役割を期待し、社外監査役に選任しております。

社外監査役である橋本圭一郎は、他社における役員等の豊富な経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき経営の監査機能を期待し、社外監査役に選任しております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間に、重大な利益相反を生じさせ、また独立性を阻害するような人的・資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は社外取締役安藤国威、社外監査役竹原相光及び橋本圭一郎を株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

なお、社外役員の監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、上記と同様であります。

当社は社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、専門的な知識に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方として、考えております。

また、社外監査役には株主からの付託を受けた実効性のある経営監視が期待されており、かつ客観性、中立性の確保が求められます。そのため、法務、財務、会計、金融等に関する専門的な知見を有する外部有識者を選任しております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	184	120	63			4
監査役 (社外監査役を除く)	6	5	0			1
社外役員(注)	24	22	2			4

(注) 社外取締役及び社外監査役であります。

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬限度額は、平成20年10月29日開催の第9回定時株主総会の決議により、定額報酬年額300百万円以内、ストックオプションAプランに基づく報酬年額100百万円以内、ストックオプションBプランに基づく報酬年額50百万円以内となっております。各取締役の報酬額は、各取締役の責任や職務分掌及び職務執行の状況等を勘案して適性と考えられる額を取締役会決議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、平成20年10月29日開催の第9回定時株主総会の決議により、定額報酬年額40百万円以内、ストックオプションAプランに基づく報酬年額20百万円以内、ストックオプションBプランに基づく報酬年額20百万円以内となっております。各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定することとしております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	10銘柄
貸借対照表計上額の合計額	691百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)モブキャスト	450,000	774	当社からのiDCサービス提供を主体とした業務上のシナジーのため

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)モブキャスト	450,000	463	当社からのiDCサービス提供を主体とした業務上のシナジーのため

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会における決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	19	1	19	
連結子会社				
計	19	1	19	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(平成25年8月1日から平成26年7月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年8月1日から平成26年7月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年8月1日から平成26年7月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年8月1日から平成26年7月31日まで)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人会計基準機構へ加入し、定期的に監査法人等の主催するセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当連結会計年度 (平成26年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,220	6,913
売掛金	842	1,009
仕掛品	7	1,401
繰延税金資産	63	148
その他	944	968
貸倒引当金	36	42
流動資産合計	8,041	10,398
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,480	22,633
減価償却累計額	6,992	8,437
建物(純額)	¹ 15,488	¹ 14,195
機械及び装置	1,780	1,904
減価償却累計額	410	571
機械及び装置(純額)	1,370	1,333
工具、器具及び備品	3,532	3,708
減価償却累計額	2,285	2,618
工具、器具及び備品(純額)	1,247	1,090
リース資産	7,283	7,810
減価償却累計額	3,959	5,185
リース資産(純額)	3,324	2,624
土地	-	256
建設仮勘定	1,630	4,547
有形固定資産合計	23,060	24,048
無形固定資産		
のれん	90	57
その他	320	201
無形固定資産合計	410	258
投資その他の資産		
投資有価証券	² 1,081	² 1,004
差入保証金	1,010	1,004
繰延税金資産	1	1
その他	924	1,020
投資その他の資産合計	3,016	3,030
固定資産合計	26,487	27,337
資産合計	34,528	37,735

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当連結会計年度 (平成26年7月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	110	1,475
1年内返済予定の長期借入金	1 4,283	1 3,281
リース債務	1,158	1,226
未払金	1,232	1,195
未払法人税等	213	841
賞与引当金	111	126
前受金	1,323	994
移転損失引当金	-	39
その他	229	303
流動負債合計	8,663	9,483
固定負債		
長期借入金	1 10,949	1 13,833
リース債務	2,203	1,429
繰延税金負債	479	285
その他	102	104
固定負債合計	13,735	15,652
負債合計	22,399	25,136
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,462	3,500
資本剰余金	2,645	2,683
利益剰余金	5,236	6,050
自己株式	-	371
株主資本合計	11,345	11,864
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	478	279
その他の包括利益累計額合計	478	279
新株予約権	290	402
少数株主持分	16	53
純資産合計	12,129	12,599
負債純資産合計	34,528	37,735

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)
売上高	16,663	17,601
売上原価	11,677	12,846
売上総利益	4,985	4,754
販売費及び一般管理費	1,916	2,048
営業利益	3,068	2,705
営業外収益		
受取利息	14	13
保険金収入	3	-
消費税免除益	-	6
助成金収入	-	9
貸倒引当金戻入額	2	-
その他	2	5
営業外収益合計	23	34
営業外費用		
支払利息	300	290
その他	45	18
営業外費用合計	346	309
経常利益	2,745	2,431
特別利益		
新株予約権戻入益	13	7
負ののれん発生益	-	7
特別利益合計	13	14
特別損失		
移転損失引当金繰入額	-	39
持分変動損失	-	41
特別損失合計	-	80
税金等調整前当期純利益	2,759	2,365
法人税、住民税及び事業税	706	1,148
法人税等調整額	341	167
法人税等合計	1,048	980
少数株主損益調整前当期純利益	1,711	1,384
少数株主利益	7	1
当期純利益	1,703	1,383

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,711	1,384
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	299	199
その他の包括利益合計	299	199
包括利益	2,010	1,185
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,003	1,184
少数株主に係る包括利益	7	1

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,762	1,697	3,862	420	7,901
当期変動額					
新株の発行	700	700			1,401
剰余金の配当			330		330
当期純利益			1,703		1,703
自己株式の処分		247		420	668
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	700	948	1,373	420	3,443
当期末残高	3,462	2,645	5,236		11,345

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	178	178	203	8	8,291
当期変動額					
新株の発行					1,401
剰余金の配当					330
当期純利益					1,703
自己株式の処分					668
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	299	299	87	7	394
当期変動額合計	299	299	87	7	3,837
当期末残高	478	478	290	16	12,129

当連結会計年度(自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,462	2,645	5,236		11,345
当期変動額					
新株の発行	38	38			76
剰余金の配当			568		568
当期純利益			1,383		1,383
自己株式の取得				371	371
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	38	38	814	371	519
当期末残高	3,500	2,683	6,050	371	11,864

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	478	478	290	16	12,129
当期変動額					
新株の発行					76
剰余金の配当					568
当期純利益					1,383
自己株式の取得					371
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	199	199	111	37	49
当期変動額合計	199	199	111	37	469
当期末残高	279	279	402	53	12,599

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,759	2,365
減価償却費	3,427	3,371
のれん償却額	40	39
株式報酬費用	112	130
貸倒引当金の増減額（は減少）	2	5
賞与引当金の増減額（は減少）	11	11
受取利息及び受取配当金	14	13
支払利息	300	290
消費税免除益	-	6
持分変動損益（は益）	-	41
負ののれん発生益	-	7
移転損失引当金の増減額（は減少）	-	39
売上債権の増減額（は増加）	28	140
たな卸資産の増減額（は増加）	3	1,393
未払金の増減額（は減少）	184	461
前受金の増減額（は減少）	206	331
その他	101	87
小計	6,319	4,777
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	290	289
法人税等の支払額	1,156	524
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,873	3,964
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,936	4,196
有形固定資産の売却による収入	861	106
無形固定資産の取得による支出	187	27
投資有価証券の取得による支出	189	242
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	6	7
貸付けによる支出	-	2
貸付金の回収による収入	0	0
差入保証金の差入による支出	46	1
差入保証金の回収による収入	0	5
その他	193	36
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,697	4,402
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	5,400
短期借入金の返済による支出	40	4,035
長期借入れによる収入	5,400	4,500
長期借入金の返済による支出	2,820	2,619
株式の発行による収入	1,376	57
自己株式の処分による収入	668	-
自己株式の取得による支出	-	371
配当金の支払額	330	566
リース債務の返済による支出	1,255	1,233
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,998	1,132
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,174	693
現金及び現金同等物の期首残高	3,045	6,220
現金及び現金同等物の期末残高	1 6,220	1 6,913

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

株式会社ビットサーフ

株式会社セタ・インターナショナル

サイトロック株式会社

A X L B I T株式会社

株式会社テラ・パワー

日本クリーンエナジー株式会社

このうち、株式会社テラ・パワーについては、株式取得により、また、日本クリーンエナジー株式会社については、新たに設立したことにより、それぞれ当連結会計年度より連結子会社に含めております。

また、前連結会計年度末において連結子会社であったセタ・インターナショナル株式会社は、平成26年5月1日付で株式会社テラスに吸収合併されたことにより、消滅しております。

なお、連結子会社であった株式会社テラスは、平成26年5月1日付けで株式会社セタ・インターナショナルに社名変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない関連会社

持分法を適用していない関連会社の名称

株式会社ライブラネオ

持分法を適用していない理由

当期純損失(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物、データセンター部門の建物付属設備及びエネルギー事業推進部門の機械及び装置については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	38年
建物付属設備	6～18年
機械及び装置	17年
工具、器具及び備品	5～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては、残価保証額を残存価額としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

移転損失引当金

当社の移転等に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、当該特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金利息

ヘッジ方針

当社所定の社内承認手続きを行った上で、借入金利息の金利変動リスクを回避する目的により金利スワップを利用しております。

ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「仕掛品」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したことから区分掲記いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた952百万円は、「仕掛品」7百万円、「その他」944百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「たな卸資産の増減額(は増加)」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したことから区分掲記いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた104百万円は、「たな卸資産の増減額(は増加)」3百万円、「その他」101百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保を付している債務

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当連結会計年度 (平成26年7月31日)
建物	1,054百万円	833百万円

(2) 担保を付している債務

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当連結会計年度 (平成26年7月31日)
1年内返済予定の長期借入金	32百万円	304百万円
長期借入金	2,651	412

2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当連結会計年度 (平成26年7月31日)
投資有価証券(株式)	1百万円	1百万円

3 偶発債務

第5 データセンター建設に伴い当社が将来負うべき債務について、リース会社が立替えている代金に対し、債務を保証しております。

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当連結会計年度 (平成26年7月31日)
東京センチュリーリース(株)	773百万円	1,612百万円

4 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行(前連結会計年度は3行)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当連結会計年度 (平成26年7月31日)
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	11,434百万円	10,394百万円
借入実行高	110	1,475
差引額	11,324	8,919

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 8 月 1 日 至 平成26年 7 月31日)
役員報酬	179百万円	194百万円
給与手当	565	625
地代家賃	106	109
賞与引当金繰入額	47	58
貸倒引当金繰入額		6

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 8 月 1 日 至 平成26年 7 月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	465百万円	309百万円
組替調整額		
税効果調整前	465	309
税効果額	166	110
その他有価証券評価差額金	299	199
その他の包括利益合計	299	199

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	33,854,400	1,628,800		35,483,200
合計	33,854,400	1,628,800		35,483,200
自己株式				
普通株式(注2)	862,400		862,400	
合計	862,400		862,400	

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,500,000株は、平成25年7月に行った公募増資による新株発行によるものであり、128,800株は新株予約権の権利行使による新株発行によるものであります。

2. 自己株式の減少717,200株は、平成25年7月に行った自己株式の売出しによる処分によるものであり、145,200株は新株予約権の権利行使に伴う処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権						290
連結子会社							
合計							290

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年10月24日 定時株主総会	普通株式	164	5	平成24年7月31日	平成24年10月25日
平成25年3月5日 取締役会	普通株式	165	5	平成25年1月31日	平成25年4月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年10月29日 定時株主総会 (注)	普通株式	354	利益剰余金	10	平成25年7月31日	平成25年10月30日

(注) 1株当たり配当金10円には、上場記念配当4円を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	35,483,200	170,800		35,654,000
合計	35,483,200	170,800		35,654,000
自己株式				
普通株式(注2)		600,000		600,000
合計		600,000		600,000

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加170,800株は新株予約権の権利行使による新株発行によるものであります。

2. 自己株式の増加600,000株は、平成26年 3月18日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権						402
連結子会社							
合計							402

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年10月29日 定時株主総会 (注)	普通株式	354	10	平成25年 7月31日	平成25年10月30日
平成26年 3月 4日 取締役会	普通株式	213	6	平成26年 1月31日	平成26年 4月23日

(注) 1株当たり配当金10円には、上場記念配当 4円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年10月27日 定時株主総会	普通株式	245	利益剰余金	7	平成26年 7月31日	平成26年10月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)
現金及び預金勘定	6,220百万円	6,913百万円
現金及び現金同等物	6,220	6,913

2 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	1,210百万円	526百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主としてデータセンター設備等(「建物」、「機械及び装置」、「工具、器具及び備品」)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年7月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	100	69	31
機械及び装置	37	14	23
工具、器具及び備品	5	4	0
合計	143	88	55

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成26年7月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物			
機械及び装置			
工具、器具及び備品			
合計			

未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当連結会計年度 (平成26年7月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	4	
1年超	50	
合計	55	

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成24年8月1日 至平成25年7月31日)	当連結会計年度 (自平成25年8月1日 至平成26年7月31日)
支払リース料	83	5
減価償却費相当額	67	4
支払利息相当額	10	0

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当連結会計年度 (平成26年7月31日)
1年内	1,308	1,295
1年超	11,532	10,301
合計	12,841	11,596

(注) 第3データセンターB棟及び第4データセンター賃貸借契約に基づく、未経過賃料を含みます。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達については資金計画・設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入及びリースにより調達しております。資金運用については流動性を重視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

営業債権である売掛金及び貸付金や差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては信用調査機関の情報や開示資料をもとに与信管理規程にもとづき、与信限度額の設定をしております。また定期的に期日管理及び残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場リスクや信用リスクに晒されますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

債務である未払金や借入金は流動性リスクに晒されていますが、設備投資計画等に基づき、適時資金計画を策定し、金融環境等に応じて一定の手許流動性を維持することにより管理しております。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。デリバティブ取引の執行・管理については、「デリバティブ管理規程」に従って行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(平成25年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,220	6,220	
(2) 売掛金	842		
貸倒引当金()	36		
	806	806	
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	774	774	
(4) 差入保証金	1,010	561	448
資産計	8,811	8,362	448
(1) 未払金	1,232	1,232	
(2) 短期借入金	110	110	
(3) 未払法人税等	213	213	
(4) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	15,233	15,398	164
(5) リース債務 (1年内返済予定を含む)	3,362	3,408	46
負債計	20,151	20,363	211

() 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(平成26年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,913	6,913	
(2) 売掛金	1,009		
貸倒引当金()	42		
	966	966	
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	463	463	
(4) 差入保証金	1,004	583	421
資産計	9,348	8,927	421
(1) 未払金	1,195	1,195	
(2) 短期借入金	1,475	1,475	
(3) 未払法人税等	841	841	
(4) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	17,114	17,369	255
(5) リース債務 (1年内返済予定を含む)	2,655	2,665	9
負債計	23,281	23,546	264

() 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金
すべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
投資有価証券の時価は、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。
- (4) 差入保証金
合理的に見積った返還予定時期に基づき、国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

- (1) 未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等
すべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金、(5) リース債務
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。固定金利によるもの及びリース債務については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当連結会計年度 (平成26年7月31日)
投資有価証券 非上場株式	306	540

これらについては、市場価格がなく、かつ、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成25年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,220			
売掛金	842			
合計	7,062			

当連結会計年度(平成26年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,913			
売掛金	966			
合計	7,880			

4. 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成25年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	110			
長期借入金(1年内返済予定を含む)	4,283	9,228	1,721	
リース債務(1年内返済予定を含む)	1,158	2,161	42	
合計	5,552	11,389	1,763	

当連結会計年度(平成26年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	1,475			
長期借入金(1年内返済予定を含む)	3,281	10,743	3,089	
リース債務(1年内返済予定を含む)	1,226	1,401	28	
合計	5,982	12,144	3,117	

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成25年7月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	774	33	741
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計	774	33	741
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式			
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計			
合計		774	33	741

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額306百万円)については、市場価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成26年7月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	463	33	430
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計	463	33	430
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式			
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計			
合計		463	33	430

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額540百万円)については、市場価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成25年7月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	11,330	8,063	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成26年7月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	15,670	10,392	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションの数につきましては、株式数に換算して記載しております。また、権利行使価格及び付与日における公正な評価単価につきましては、1株当たりの金額を記載しております。

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)
売上原価	26	29
販売費及び一般管理費	99	109

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)
特別利益	13	7

3. スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名 当社従業員 31名	当社役員 1名	当社役員 8名 当社従業員 52名	当社従業員 60名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,000,000株 (注) 1, 2, 3	普通株式 60,000株 (注) 1, 2, 3	普通株式 420,000株 (注) 2, 3	普通株式 80,000株 (注) 3
付与日	平成17年9月15日	平成17年12月20日	平成18年12月13日	平成19年9月13日
権利確定条件	該当事項はありません。	同左	新株予約権付与時より権利確定時(平成20年10月26日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	同左
対象勤務期間	該当事項はありません。	同左	自平成18年12月13日 至平成20年10月26日	自平成19年9月13日 至平成20年10月26日
権利行使期間	自平成19年3月10日 至平成27年3月9日	自平成19年10月26日 至平成27年10月25日	自平成20年10月27日 至平成28年10月26日	自平成20年10月27日 至平成28年10月26日

	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名	当社役員 4名	当社従業員 74名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 33,000株 (注)3	普通株式 47,000株 (注)3	普通株式 120,000株 (注)3
付与日	平成20年12月24日	平成20年12月24日	平成20年12月24日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成20年12月24日 至平成22年12月24日	自平成20年12月24日 至平成22年12月24日	自平成20年12月24日 至平成22年12月24日
権利行使期間	自平成22年12月25日 至平成30年12月24日	自平成22年12月25日 至平成50年12月24日	自平成22年12月25日 至平成30年12月24日

	第8回新株予約権A	第8回新株予約権B	第8回新株予約権C
付与対象者の区分及び人数	当社役員 5名	当社役員 5名	当社従業員 92名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 23,600株 (注)3	普通株式 56,000株 (注)3	普通株式 140,800株 (注)3
付与日	平成22年2月17日	平成22年2月17日	平成22年2月17日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成24年2月17日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	権利は付与時に確定する。ただし、平成25年1月31日以前に当社の取締役または監査役の地位を喪失した場合には、新株予約権の割当個数に、付与された日の属する月から当該地位喪失日の属する月までの月数を乗じ36で除した数(1個未満はこれを切り上げる。)とし、残余についての行使は認めない。	新株予約権付与時より権利確定時(平成24年2月17日)まで継続して当社また当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成22年2月17日 至平成24年2月17日	該当事項はありません。	自平成22年2月17日 至平成24年2月17日
権利行使期間	自平成24年2月18日 至平成32年2月17日	自平成22年2月18日 至平成52年2月17日	自平成24年2月18日 至平成32年2月17日

	第9回新株予約権A	第9回新株予約権B	第9回新株予約権C
付与対象者の区分及び人数	当社役員 5名	当社役員 5名	当社従業員 109名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 33,800株 (注)3	普通株式 60,000株 (注)3	普通株式 170,800株 (注)3
付与日	平成23年1月7日	平成23年1月7日	平成23年1月7日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成25年1月7日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	権利は付与時に確定する。ただし、平成25年12月31日以前に当社の取締役または監査役の地位を喪失した場合には、新株予約権の割当個数に、付与された日の属する月から当該地位喪失日の属する月までの月数を乗じ36で除した数(1個未満はこれを切り上げる。)とし、残余についての行使は認めない。	新株予約権付与時より権利確定時(平成25年1月7日)まで継続して当社また当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成23年1月7日 至平成25年1月7日	該当事項はありません。	自平成23年1月7日 至平成25年1月7日
権利行使期間	自平成25年1月8日 至平成33年1月7日	自平成23年1月8日 至平成53年1月7日	自平成25年1月8日 至平成33年1月7日

	第10回新株予約権A	第10回新株予約権B	第10回新株予約権C
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名	当社役員 5名	当社従業員 115名 子会社役員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 48,200株 (注)3	普通株式 60,000株 (注)3	普通株式 194,000株 (注)3
付与日	平成23年12月20日	平成23年12月20日	平成23年12月20日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成25年12月21日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	権利は付与時に確定する。ただし、平成26年11月30日以前に当社の取締役または監査役の地位を喪失した場合には、新株予約権の割当個数に、付与された日の属する月から当該地位喪失日の属する月までの月数を乗じ36で除した数(1個未満はこれを切り上げる。)とし、残余についての行使は認めない。	新株予約権付与時より権利確定時(平成25年12月21日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成23年12月20日 至平成25年12月20日	該当事項はありません。	自平成23年12月20日 至平成25年12月20日
権利行使期間	自平成25年12月21日 至平成33年12月4日	自平成23年12月21日 至平成53年12月4日	自平成25年12月21日 至平成33年12月4日

	第11回新株予約権 A	第11回新株予約権 B	第11回新株予約権 C
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名	当社役員 7名	当社従業員 131名 子会社役員 及び従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 35,700株	普通株式 66,000株	普通株式 195,800株
付与日	平成24年12月19日	平成24年12月19日	平成24年12月19日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成26年12月20日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	権利は付与時に確定する。ただし、平成27年11月30日以前に当社の取締役または監査役の地位を喪失した場合には、新株予約権の割当個数に、付与された日の属する月から当該地位喪失日の属する月までの月数を乗じ36で除した数(1個未満はこれを切り上げる。)とし、残余についての行使は認めない。	新株予約権付与時より権利確定時(平成26年12月20日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成24年12月19日 至平成26年12月19日	該当事項はありません。	自平成24年12月19日 至平成26年12月19日
権利行使期間	自平成26年12月20日 至平成34年12月3日	自平成24年12月20日 至平成54年12月3日	自平成26年12月20日 至平成34年12月3日

	第12回新株予約権 A	第12回新株予約権 B	第12回新株予約権 C
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名	当社役員 9名	当社従業員 145名 子会社役員 及び従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 36,300株	普通株式 70,000株	普通株式 203,800株
付与日	平成25年12月18日	平成25年12月18日	平成25年12月18日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成27年12月19日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	権利は付与時に確定する。ただし、平成28年11月30日以前に当社の取締役または監査役の地位を喪失した場合には、新株予約権の割当個数に、付与された日の属する月から当該地位喪失日の属する月までの月数を乗じ36で除した数(1個未満はこれを切り上げる。)とし、残余についての行使は認めない。	新株予約権付与時より権利確定時(平成27年12月19日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成25年12月18日 至平成27年12月18日	該当事項はありません。	自平成25年12月18日 至平成27年12月18日
権利行使期間	自平成27年12月19日 至平成35年12月2日	自平成25年12月19日 至平成55年12月2日	自平成27年12月19日 至平成35年12月2日

- (注) 1. 平成18年4月7日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割しております。
2. 平成19年4月28日付で普通株式1株を5株の割合で株式分割しております。
3. 平成24年2月1日付で普通株式1株を200株の割合で株式分割しております。

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況

ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末付与				
失効				
権利確定未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	258,000	40,000	295,000	23,000
権利確定				
権利行使	56,000	40,000	41,000	1,000
失効			2,000	
未行使残	202,000		252,000	22,000

	第7回新株予約権 A	第7回新株予約権 B	第7回新株予約権 C
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末付与			
失効			
権利確定未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	21,000	41,000	36,000
権利確定			
権利行使			1,000
失効			
未行使残	21,000	41,000	35,000

	第8回新株予約権 A	第8回新株予約権 B	第8回新株予約権 C
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末付与			
失効			
権利確定未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	15,000	48,000	46,200
権利確定			
権利行使	3,600		
失効			
未行使残	11,400	48,000	46,200

	第9回新株予約権 A	第9回新株予約権 B	第9回新株予約権 C
権利確定前 (株)			
前連結会計年度未付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度未	30,000	56,000	99,800
権利確定			
権利行使	4,200		17,000
失効			5,000
未行使残	25,800	56,000	77,800

	第10回新株予約権 A	第10回新株予約権 B	第10回新株予約権 C
権利確定前 (株)			
前連結会計年度未付与	48,200		166,200
失効			
権利確定	48,200		166,200
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度未		58,000	
権利確定	48,200		166,200
権利行使	7,000		
失効			9,000
未行使残	41,200	58,000	157,200

	第11回新株予約権 A	第11回新株予約権 B	第11回新株予約権 C
権利確定前 (株)			
前連結会計年度未付与	35,700		185,400
失効			6,000
権利確定			
未確定残	35,700		179,400
権利確定後 (株)			
前連結会計年度未		66,000	
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残		66,000	

	第12回新株予約権 A	第12回新株予約権 B	第12回新株予約権 C
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与	36,300	70,000	203,800
失効			6,700
権利確定		70,000	
未確定残	36,300		197,100
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末			
権利確定		70,000	
権利行使			
失効			
未行使残		70,000	

(注) 平成18年4月7日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割しております。
また、平成19年4月28日付で普通株式1株を5株の割合で、平成24年2月1日付で普通株式1株を200株の割合で分割しており、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	250	250	585	327
行使時平均株価 (円)	743	832	722	832
公正な評価単価 (付与日)(円)			171	67

	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
権利行使価格 (円)	1	1	356
行使時平均株価 (円)			832
公正な評価単価 (付与日)(円)	315	315	117

	第8回新株予約権A	第8回新株予約権B	第8回新株予約権C
権利行使価格 (円)	1	1	312
行使時平均株価 (円)	625		
公正な評価単価 (付与日)(円)	292	266	105

	第9回新株予約権A	第9回新株予約権B	第9回新株予約権C
権利行使価格 (円)	1	1	517
行使時平均株価 (円)	832		820
公正な評価単価 (付与日)(円)	347	428	227

	第10回新株予約権A	第10回新株予約権B	第10回新株予約権C
権利行使価格 (円)	1	1	930
行使時平均株価 (円)	728		
公正な評価単価 (付与日)(円)	711	831	431

	第11回新株予約権A	第11回新株予約権B	第11回新株予約権C
権利行使価格 (円)	1	1	822
行使時平均株価 (円)			
公正な評価単価 (付与日)(円)	566	672	337

	第12回新株予約権A	第12回新株予約権B	第12回新株予約権C
権利行使価格 (円)	1	1	847
行使時平均株価 (円)			
公正な評価単価 (付与日)(円)	550	633	301

(注) 平成18年4月7日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割しております。

また、平成19年4月28日付で普通株式1株を5株の割合で、平成24年2月1日付で普通株式1株を200株の割合で分割しており、分割後の権利行使価格、行使時平均株価及び公正な評価単価を記載しております。

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたStock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

	第12回新株予約権 A	第12回新株予約権 B	第12回新株予約権 C
使用した評価技法	モンテカルロ・シミュレーション	ブラック・ショールズ・シミュレーション	モンテカルロ・シミュレーション
株価変動性	(注) 1 55.993%	(注) 2 57.797%	(注) 1 55.993%
予想残存期間(注) 3	5.98年	14.98年	5.98年
予想配当(注) 4	13円 / 年	13円 / 年	13円 / 年
無リスク利率(注) 5	0.278%	1.082%	0.278%

- (注) 1. 5年11ヶ月(平成19年12月26日～平成25年12月18日)の株価実績に基づき算定しております。
 2. 7年5ヶ月(平成18年7月19日～平成25年12月18日)の株価実績に基づき算定しております。
 3. 権利行使期間の中間点において行使されるもとの推定見積もっております。
 4. 平成26年7月期の予想配当額によります。
 5. 予想残存期間に対応する国債の利回りによります。

5. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職率の実績に基づき、権利不確定による失効数を見積もっております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当連結会計年度 (平成26年7月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	32百万円	46百万円
未払事業税	23	63
賞与引当金	42	45
投資有価証券評価損	70	70
貸倒引当金	12	13
新株予約権	51	72
その他	52	99
繰延税金資産小計	284	411
評価性引当額	23	34
繰延税金資産合計	261	376
繰延税金負債		
固定資産税	60	57
特別償却準備金	350	299
その他有価証券評価差額金	264	155
繰延税金負債合計	675	512
繰延税金資産(負債)の純額	414	135

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当連結会計年度 (平成26年7月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	63百万円	148百万円
固定資産 - 繰延税金資産	1	1
固定負債 - 繰延税金負債	479	285

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当連結会計年度 (平成26年7月31日)
法定実効税率		38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	法定実効税率と税効果会計	0.73
住民税均等割	適用後の法人税等の負担率	0.32
のれん償却額	との差異が法定実効税率の	0.38
新株予約権	100分の5以下であるため注	1.03
評価性引当額の増減	記を省略しております。	0.47
持分変動損失		0.66
その他		0.13
税効果会計適用後の法人税等の負担率		41.47

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に交付され、平成26年4月1日以後に開始する当連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年8月1日以後に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、従来の38.01%から35.64%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結子会社間の吸収合併

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

(a) 結合企業(存続会社)

名 称：株式会社テラス(当社の連結子会社)

事業の内容：主としてシステムソリューション事業

(b) 被結合企業(消滅会社)

名 称：セタ・インターナショナル株式会社(株式会社テラスの子会社)

事業の内容：主としてオフショア開発事業

企業結合日

平成26年5月1日

企業結合の法的形式

株式会社テラスを存続会社とし、セタ・インターナショナル株式会社を消滅会社する吸収合併

結合後企業の名称

株式会社セタ・インターナショナル(当社の連結子会社)

その他取引の概要に関する事項

株式会社テラスとセタ・インターナショナル株式会社は、グローバルに展開する開発拠点を統括する役割を持つことで効率の最大化と顧客要望に迅速に応えられる開発体制を構築するために合併することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

重要性がないため省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

当社及び連結子会社の事業は、報告セグメントが総合ITアウトソーシング事業のみであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)

当社及び連結子会社の事業は、報告セグメントが総合ITアウトソーシング事業のみであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	iDCサービス	マネージドサービス	ソリューションサービス	その他	合計
外部顧客への売上高	10,739	4,326	1,536	60	16,663

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
グリー株式会社	2,326百万円	総合ITアウトソーシング事業
KDDI株式会社	1,893百万円	総合ITアウトソーシング事業

当連結会計年度(自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	iDCサービス	マネージドサービス	ソリューションサービス	その他	合計
外部顧客への売上高	10,608	4,517	2,229	246	17,601

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
KDDI株式会社	1,974百万円	総合ITアウトソーシング事業
グリー株式会社	1,865百万円	総合ITアウトソーシング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

当連結会計年度における総合ITアウトソーシング事業ののれん償却額は40百万円、未償却残高は90百万円です。
なお、当社及び連結子会社における報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業のみであります。

当連結会計年度(自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)

当連結会計年度における総合ITアウトソーシング事業ののれん償却額は39百万円、未償却残高は57百万円です。
なお、当社及び連結子会社における報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業のみであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)

金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

関連当事者との間に重要な取引がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)

関連当事者との間に重要な取引がないため、記載を省略しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

関連当事者との間に重要な取引がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)

関連当事者との間に重要な取引がないため、記載を省略しております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	天野 信之			当社代表取締役副社長	(被所有) 直接 1.69%	当社代表取締役副社長	第3回新株予約権の権利行使(注)	12		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

平成17年 8月24日取締役会決議により発行した第3回新株予約権であります。

当連結会計年度(自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	寺田 航平			当社代表取締役社長	(被所有) 直接 11.74%	当社代表取締役社長	第4回新株予約権の権利行使(注) 1	10		
							第5回新株予約権の権利行使(注) 2	1		
役員及び その近親者	天野 信之			当社代表取締役副社長	(被所有) 直接 1.84%	当社代表取締役副社長	第3回新株予約権の権利行使(注) 3	12		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 平成17年12月20日取締役会決議により発行した第4回新株予約権であります。
- 平成18年12月12日取締役会決議により発行した第5回新株予約権であります。
- 平成17年 8月24日取締役会決議により発行した第3回新株予約権であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)		当連結会計年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)	
1株当たり純資産額	333.20円	1株当たり純資産額	346.42円
1株当たり当期純利益金額	51.13円	1株当たり当期純利益金額	39.15円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	49.70円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	38.39円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	1,703	1,383
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,703	1,383
普通株式の期中平均株式数(株)	33,316,288	35,330,012
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	962,195	696,060
(うち新株予約権(株))	(962,195)	(696,060)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第10回新株予約権 Cプラン (新株予約権166,200株)	第10回新株予約権 Cプラン (新株予約権157,200株) 第11回新株予約権 Cプラン (新株予約権179,400株) 第12回新株予約権 Cプラン (新株予約権197,100株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	110	1,475	0.6	
1年以内に返済予定の長期借入金	4,283	3,281	1.2	
1年以内に返済予定のリース債務	1,158	1,226	2.4	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	10,949	13,833	1.2	平成27年～平成36年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,203	1,429	2.2	平成27年～平成34年
その他有利子負債				
合計	18,705	21,244		

- (注) 1. 借入金の平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。また、平均利率はリース物件の維持管理費用相当額を含めて算定しております。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,876	2,368	3,987	1,511
リース債務	629	500	217	53

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	4,427	8,819	13,205	17,601
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	742	1,373	2,018	2,365
四半期(当期)純利益 金額 (百万円)	460	851	1,220	1,383
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	12.96	23.96	34.45	39.15

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額 (円)	12.96	11.00	10.48	4.64

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 7月31日)	当事業年度 (平成26年 7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,747	6,225
売掛金	2 690	2 793
前払費用	342	2 399
繰延税金資産	24	94
関係会社短期貸付金	-	1,415
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	16	16
立替金	566	2 470
その他	2 61	2 84
貸倒引当金	35	39
流動資産合計	7,413	9,459
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,480	22,633
減価償却累計額	6,992	8,437
建物（純額）	1 15,488	1 14,195
機械及び装置	1,780	1,904
減価償却累計額	410	571
機械及び装置（純額）	1,370	1,333
工具、器具及び備品	3,447	3,623
減価償却累計額	2,209	2,542
工具、器具及び備品（純額）	1,237	1,081
リース資産	7,283	7,810
減価償却累計額	3,959	5,185
リース資産（純額）	3,324	2,624
土地	-	256
建設仮勘定	1,630	4,547
有形固定資産合計	23,050	24,039
無形固定資産		
ソフトウェア	293	176
その他	3	3
無形固定資産合計	297	179
投資その他の資産		
投資有価証券	1,080	1,003
関係会社株式	535	603
関係会社長期貸付金	16	-
長期前払費用	125	216
建設協力金	605	571
差入保証金	1,008	1,002
その他	192	229
投資その他の資産合計	3,562	3,626
固定資産合計	26,911	27,845
資産合計	34,325	37,305

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年7月31日)	当事業年度 (平成26年7月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	110	1,475
1年内返済予定の長期借入金	1 4,283	1 3,281
リース債務	1,158	1,226
未払金	2 1,249	2 844
未払費用	80	109
未払法人税等	175	768
前受金	2 1,322	2 995
預り金	23	24
賞与引当金	78	77
移転損失引当金	-	39
その他	23	327
流動負債合計	8,504	9,168
固定負債		
長期借入金	1 10,949	1 13,833
リース債務	2,203	1,429
資産除去債務	102	104
繰延税金負債	479	285
固定負債合計	13,735	15,652
負債合計	22,240	24,821
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,462	3,500
資本剰余金		
資本準備金	2,398	2,436
その他資本剰余金	247	247
資本剰余金合計	2,645	2,683
利益剰余金		
利益準備金	9	9
その他利益剰余金		
特別償却準備金	633	541
繰越利益剰余金	4,563	5,437
利益剰余金合計	5,206	5,989
自己株式	-	371
株主資本合計	11,315	11,803
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	478	279
評価・換算差額等合計	478	279
新株予約権	290	402
純資産合計	12,084	12,484
負債純資産合計	34,325	37,305

【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	当事業年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)
売上高	2 15,152	2 15,492
売上原価	2 10,708	2 11,432
売上総利益	4,444	4,060
販売費及び一般管理費	1, 2 1,554	1, 2 1,546
営業利益	2,889	2,513
営業外収益		
受取利息	2 15	2 14
業務受託料	2 12	2 23
受取賃貸料	2 11	2 18
その他	5	8
営業外収益合計	44	65
営業外費用		
支払利息	300	290
その他	45	11
営業外費用合計	345	302
経常利益	2,588	2,276
特別利益		
新株予約権戻入益	13	7
特別利益合計	13	7
特別損失		
移転損失引当金繰入額	-	39
特別損失合計	-	39
税引前当期純利益	2,602	2,245
法人税、住民税及び事業税	652	1,048
法人税等調整額	354	154
法人税等合計	1,007	893
当期純利益	1,594	1,351

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)		当事業年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	1	532	5.0	508	4.4
経費		9,715	90.7	10,289	90.0
小計		10,248		10,797	
当期商品仕入高		465	4.3	634	5.6
合計		10,713		11,432	
他勘定振替高	2	5	0.0		
当期売上原価		10,708	100.0	11,432	100.0

1 経費の主な内訳は以下のとおりであります。

前事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)		当事業年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)	
地代家賃	1,274百万円	地代家賃	1,295百万円
施設電力費	1,913百万円	施設電力費	2,225百万円
賃借料	760百万円	賃借料	873百万円
減価償却費	3,342百万円	減価償却費	3,272百万円
通信費	442百万円	通信費	439百万円
業務委託費	539百万円	業務委託費	717百万円

2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)		当事業年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)	
固定資産振替高	5百万円		

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,762	1,697		1,697	9		3,932	3,942
当期変動額								
新株の発行	700	700		700				
剰余金の配当							330	330
当期純利益							1,594	1,594
自己株式の取得								
自己株式の処分			247	247				
特別償却準備金 の積立						633	633	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	700	700	247	948		633	630	1,264
当期末残高	3,462	2,398	247	2,645	9	633	4,563	5,206

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	420	7,980	178	178	203	8,362
当期変動額						
新株の発行		1,401				1,401
剰余金の配当		330				330
当期純利益		1,594				1,594
自己株式の取得						
自己株式の処分	420	668				668
特別償却準備金 の積立						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			299	299	87	386
当期変動額合計	420	3,334	299	299	87	3,721
当期末残高		11,315	478	478	290	12,084

当事業年度(自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,462	2,398	247	2,645	9	633	4,563	5,206
当期変動額								
新株の発行	38	38		38				
剰余金の配当							568	568
当期純利益							1,351	1,351
自己株式の取得								
特別償却準備金 の取崩						92	92	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	38	38		38		92	874	782
当期末残高	3,500	2,436	247	2,683	9	541	5,437	5,989

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高		11,315	478	478	290	12,084
当期変動額						
新株の発行		76				76
剰余金の配当		568				568
当期純利益		1,351				1,351
自己株式の取得	371	371				371
特別償却準備金 の取崩						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			199	199	111	87
当期変動額合計	371	487	199	199	111	399
当期末残高	371	11,803	279	279	402	12,484

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

子会社及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物、データセンター部門の建物附属設備及びエネルギー事業推進部門の機械及び装置については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	38年
建物附属設備	6～18年
機械及び装置	17年
工具、器具及び備品	5～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては、残価保証額を残存価額としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 移転損失引当金

当社の移転等に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、当該特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金利息

(3) ヘッジ方針

当社所定の社内承認手続きを行った上で、借入金利息の金利変動リスクを回避する目的により金利スワップを利用しております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保を付している債務

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (平成25年7月31日)	当事業年度 (平成26年7月31日)
建物	1,054百万円	833百万円

(2) 担保を付している債務

	前事業年度 (平成25年7月31日)	当事業年度 (平成26年7月31日)
1年内返済予定の長期借入金	32百万円	304百万円
長期借入金	2,651	412

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除きます。)

	前事業年度 (平成25年7月31日)	当事業年度 (平成26年7月31日)
短期金銭債権	0百万円	5百万円
短期金銭債務	78	84

3 偶発債務

(1) 第5データセンター建設に伴い当社が将来負うべき債務について、リース会社が立替えている代金に対し、債務を保証しております。

	前事業年度 (平成25年7月31日)	当事業年度 (平成26年7月31日)
東京センチュリーリース㈱	773百万円	1,612百万円

(2) 次の関係会社の工事債務について、債務を保証しております。

	前事業年度 (平成25年7月31日)	当事業年度 (平成26年7月31日)
㈱テラ・パワー		2,555百万円

4 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行(前事業年度は3行)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年7月31日)	当事業年度 (平成26年7月31日)
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	11,434百万円	10,394百万円
借入実行高	110	1,475
差引額	11,324	8,919

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度35.0%、当事業年度23.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度65.0%、当事業年度76.5%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	当事業年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)
役員報酬	146百万円	148百万円
給与	405	430
株式報酬費用	99	109
福利厚生費	95	101
地代家賃	75	74
減価償却費	67	83
業務委託費	142	79
人材派遣料	106	68
貸倒引当金繰入額		4
賞与引当金繰入額	40	47
広告宣伝費	57	76

- 2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	当事業年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)
営業取引による取引高		
売上高	101百万円	95百万円
売上原価、販売費及び一般管理費	1,542	793
営業取引以外の取引高	25	43

(有価証券関係)

前事業年度(平成25年 7月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式533百万円、関連会社株式1百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成26年 7月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式601百万円、関連会社株式1百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年7月31日)	当事業年度 (平成26年7月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	20 百万円	59 百万円
賞与引当金	30	29
投資有価証券評価損	70	70
新株予約権	51	72
貸倒引当金	12	13
その他	36	77
繰延税金資産合計	220	321
繰延税金負債		
固定資産税	59	57
特別償却準備金	350	299
その他有価証券評価差額金	264	155
繰延税金負債合計	675	512
繰延税金資産(負債)の純額	455	191

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に交付され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年8月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、従来38.01%から35.64%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	15,488	198	1	1,489	14,195	8,437
	機械及び装置	1,370	123		160	1,333	571
	工具、器具及び備品	1,237	178	0	334	1,081	2,542
	土地		256			256	
	リース資産	3,324	526		1,226	2,624	5,185
	建設仮勘定	1,630	3,742	824		4,547	
	計	23,050	5,025	825	3,211	24,039	16,736
無形固定資産	ソフトウェア	293	22	0	140	176	
	ソフトウェア仮勘定		27	27			
	その他	3			0	3	
	計	297	50	27	140	179	

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	主な増減理由	金額(百万円)
建物	データセンター設備投資による増加	198
機械及び装置	データセンター設備投資による増加	123
リース資産	データセンター設備投資による増加	526
建設仮勘定	データセンター設備投資による増加	3,742
建設仮勘定	データセンター設備投資に組み替えたことによる減少	824

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	35	36	32	39
賞与引当金	78	77	78	77
移転損失引当金		39		39

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	8月1日から7月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	7月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日、7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第14期)(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)平成25年10月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成25年10月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第15期第1四半期)(自 平成25年 8月 1日 至 平成25年10月31日)平成25年12月13日関東財務局長に提出

(第15期第2四半期)(自 平成25年11月 1日 至 平成26年 1月31日)平成26年 3月14日関東財務局長に提出

(第15期第3四半期)(自 平成26年 2月 1日 至 平成26年 4月30日)平成26年 6月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成25年10月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(定時株主総会における議決権行使結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年12月 3日関東財務局長に提出(3件)

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約券の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成25年12月19日関東財務局長に提出(3件)

平成25年12月 3日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 平成26年 3月19日 至 平成26年 3月25日)平成26年 3月31日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年10月27日

株式会社ビットアイル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 宏 明 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成26年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビットアイルの平成26年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ビットアイルが平成26年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年10月27日

株式会社ビットアイル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 宏 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビットアイルの平成26年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。